

教育民生常任委員会会議録

令和5年12月15日(金曜日)

鹿 角 市 議 会

出席委員等(6名)	委員長	黒澤一夫	副委員長	倉岡誠
	委員	田村富男	委員	中山一男
	委員	児玉悦朗	委員	丸岡孝文

欠席委員(0名)

事務局出席職員 書記 兎澤周平

説明のため出席した者の職氏名

市民部長	阿部 正幸	健康福祉部長	佐藤 康司
健康福祉部保健医療専門官 兼 新型コロナウイルス感染症対策室長	村木真智子	教育部長	大里 豊
大湯ストーンサークル館長	花海 義人	市民部次長 兼 市民課長	佐藤千絵子
教育次長 兼 総務学事課長	渡部 裕之	生活環境課長	奈良 洋一
生活環境課政策監 兼 コミュニティ推進班長	阿部美沙子	税務課長	成田 匡
税務課政策監 兼 課税班長	館花 新一	税務課収納管理監 兼 収納管理室長	佐藤 京子
福祉総務課長	井上 真	福祉総務課政策監 兼 総務企画班長	阿部 厳祐
すこやか子育て課長	工藤 千秋	すこやか子育て課政策監 兼 こども家庭応援班長	成田 文子
すこやか子育て課政策監 兼 健康づくり班長	児玉 愛子	あんしん長寿課長	成田 真紀
あんしん長寿課政策監 兼 介護予防班長	石川 紀子	総務学事課学事指導管理監	古谷 敦浩
生涯学習課長	古田 渡	スポーツ振興課長	児玉 充
スポーツ振興課政策監	田原 智明	市民課主幹 兼 戸籍年金班長	小館香志美
市民課主幹 兼 支所窓口班長	武藤 妙子	税務課主幹	大里 宏昭
新型コロナウイルス感染症対策室主幹	櫻田 佳奈	総務学事課主幹 兼 総務班長	大森美佳子
総務学事課指導主事	阿部 博之	文化の杜交流館長	成田小百合
生活環境課副主幹 兼 環境推進班長	金澤里香子	市民課副主幹 兼 国保医療班長	丸岡 正則
税務課収納管理室副主幹	内藤 良富	福祉総務課副主幹 兼 地域福祉班長	藤原美恵子
福祉総務課副主幹 兼 保護班長	大里 透	すこやか子育て課副主幹	齋藤 雅
あんしん長寿課副主幹 兼 高齢者支援班長	田山 公江	総務学事課副主幹 兼 学事指導班長	田村めぐみ
生涯学習課副主幹 兼 社会教育班長	村木 芳	生涯学習課副主幹 兼 文化財振興班長	安保 俊光
スポーツ振興課副主幹	児玉 純哉		

午前10時00分 開会

【開 会】

○黒澤委員長 おはようございます。

委員の出席が定足数に達しておりますので、ただいまより教育民生常任委員会を開会いたします。

【委員長あいさつ】

○黒澤委員長 本会議は昨日、おとといと一般質問ということで、終わっております。今日はそれぞれ委員会での議案審議協議ということであり、皆さんからもたくさん説明していただき、説明していただき、また、委員の皆さんからも発言をいただきまして、会議を進めてまいりたいと思いますのでよろしくをお願いします。

本日の会議であります、去る12月1日及び12月14日の本会議において、当委員会に付託されました議案22件及び陳情5件について審査をお願いするものであります。当局から詳細なる説明を受け、慎重に審査してまいりたいと思います。

【会議進行に当たっての注意事項】

○黒澤委員長 ここで、会議の進行に当たり委員及び職員の皆様をお願いいたします。会議記録を作成する関係上、発言の際は、委員長の許可を得た上で、お手元にありますマイクスイッチをオンにして、赤色のランプが点灯してから発言願います。また、発言終了後は、マイクスイッチをオフにしてくださいようご協力をお願いします。

なお、委員長の許可がない発言については、会議記録上、不規則発言として記載されることとなりますので、徹底してくださるようお願いいたします。

【所管事項の報告について】

○黒澤委員長 それでは、会議次第に従いまして進めてまいります。

初めに、所管事項の報告を受けます。順次報告を受けた後、所管ごとに区切って質疑を受けてまいります。

それでは順次報告願います。市民部長。

○阿部市民部長 市民部長の阿部です。それでは委員会次第の3ページをお願いします。

市民部からは1件、令和6年度市・県民税申告相談日程についてご報告いたします。

令和6年度の申告相談は、令和6年2月2日から3月15日までの27日間で実施いたします。

相談開始時刻は午前9時からとします。

昨年度までは申告を午前8時半としておりましたが、申告相談者数の減少や書類作成の効率化が

進んでいることから、今回から午前9時からに変更いたします。

これに合わせて、受付開始時間を30分繰り下げ午前8時30分からとし、会場への入場締め切り時刻は30分繰り上げて午後3時に変更いたします。

会場については、例年どおり各市民センター及び交流センターの5か所で実施いたします。

今年度も申告相談がスムーズに実施できるよう、事業に関する収支内訳書の事前提出や、簡易申告書による申告を案内してまいります。

なお、相談期間及び注意事項等の詳細につきましては、市広報1月号への掲載や1月中旬発送予定のチラシを通じて周知を図ってまいります。

市民部からは以上です。

○黒澤委員長 健康福祉部長。

○佐藤健康福祉部長 続きまして健康福祉部です。次のページをお願いいたします。

はじめに、1の岩手医科大学市民町民公開講座、子宮頸がん予防講演会についてですが、去る11月23日木曜日に、市民町民公開講座として、子宮頸がん予防講演会を開催いたしました。岩手医科大学産婦人科学講座の馬場 長教授から、「子宮頸がんから守る」をテーマに、子宮頸がんの予防や最新情報について講演いただいたほか、がんになられた方の体験談や、子宮頸がんを題材とした映画「いのちのコール」の上映も行い、子宮頸がんを予防するためのワクチン接種やがん検診受診の大切さについて、認識を深めていただく機会となりました。

2から5の今年度健康福祉部で策定する各計画については、資料に基づきそれぞれ担当がご説明申し上げます。

○黒澤委員長 阿部政策監。

○阿部福祉総務課政策監 兼 総務企画班長 健康福祉部資料1をご覧ください。

第3期鹿角市地域福祉計画（素案）の概要について、ご説明いたします。

1、計画策定の趣旨ですが、地域の助け合いによる福祉を推進するため、人と人とのつながりを基本として、地域のさまざまな福祉の課題を明らかにし、その解決に向けた取組を進め、「ともに生きる地域社会づくり」を目指すための理念と仕組みをつくるものです。

本計画では、世代や属性を超えた包括的な支援体制を構築するため、重層的支援体制整備事業実施計画及び成年後見制度の利用促進を図るための成年後見制度利用促進基本計画を包含いたします。

2、計画の位置づけですが、本計画は、第7次鹿角市総合計画を上位計画とし、①高齢者福祉計画・介護保険事業計画、②障がい者計画など、他の福祉分野における計画との連携を図ります。

計画期間は一番下にあるように、令和6年度から令和10年度までの5年間となっております。

2ページをお願いします。

3、計画策定のプロセスについてです。

①ワークショップですが、福祉のまちづくり推進会議において、「地域の課題とその解決策」をテーマに、市内4地区でワークショップを実施いたしました。ここで地域福祉に関する課題の抽出を行い、その後の地域福祉計画策定委員会を通じ、活動目標および目標の具体的な取組について検討を行うことで計画策定を進めてまいりました。

次に②地域福祉計画等策定委員会ですが、委員は弁護士や司法書士などの専門家をはじめ、各種団体、地域の代表者など21名で構成しているほか、策定アドバイザーとして、八戸学院大学 健康医療学部の吉田教授にお願いし作業を進め、これまで策定委員会を2回開催しております。

次の③地域福祉活動計画実態調査として、民生委員を対象にアンケート調査を行っております。

④の地域福祉に関する市民アンケートでは、表題を鹿角市地域福祉市民意識調査とし、市民1,400人に対し、地域住民等の意識や日常生活に関するアンケートを実施しており、回収率は43.1%でした。

⑤の地域福祉に関する事業所アンケートでは、74の福祉関係事業所に対し、地域に対する活動について、アンケート調査を行っております。こちらについては、回収率は73%でした。

今後は、パブリックコメントを実施し、3回目の策定委員会を経て、年度内の計画策定を目指してまいります。

3ページをお願いします

4、基本理念と取組の体系ですが、一番左に縦書きしてあるものが本計画の基本理念の「笑顔でつながる福祉のまち 鹿角」となります。これは地域において、人と人とのつながりを再構築し、誰もが住み慣れた地域で安心して暮らすことができるよう、住民参加のもとに支え合うための仕組みをつくることを目指すことを表すものです。

この基本理念の実現に向けて、3つの目標を設けています。

まず、基本目標1として、「福祉サービスを利用しやすい仕組みづくり」とし、誰もが必要なときに適切な福祉サービスを利用できる地域を目指してまいります。そのためには、福祉サービスに関する情報提供、相談支援体制を充実させ、サービスを利用しやすい仕組みを整えていくことを位置づけています。

次に、基本目標2として、「安全安心な暮らしを支える体制づくり」とし、誰もが安心して安全に暮らせる地域を目指してまいります。

そのためには、現在地域が直面する各種課題について、地域での支え合いを中心に、地域において様々な不安を解消する体制を整えていくことを位置づけております。

次に、基本目標3として、「誰もが気軽に参加できる環境づくり」とし、誰もが地域福祉活動に参加できる地域を目指すとしています。そのためには、地域活動の活性化やボランティア活動の推進を図り、社会参加の機会が充実した環境づくりを進めるとともに、学びの機会を充実させることで、地域福祉活動への参加と協力を促す環境を整えていくこと、並びに福祉関係の事業所からの積極的な地域参加を位置づけております。

4ページをお願いします。

5、主な取組項目ですが、前のページで説明しました基本理念と3つの基本目標の実現に向けて、基本目標の下に位置づけた施策ごとに、現状の課題は何か、それから、今後、求められる方向性や取り組むことは何かという視点で、自分や家族ができること、地域が取り組むこと、社会福祉協議会が取り組むこと、行政が取り組むことに区分し、それぞれの方向性や取組を表しております。

各目標の①～④については、計画の素案の中から、いくつかを掲載したものとなっております。

5ページをお願いします。

6、重層的な支援体制の整備について（重層的支援体制整備事業実施計画）ですが、令和6年度から実施する新たな事業についての計画となります。事業実施の背景については、少子高齢化により人口減少が急速に進行する中で、世帯構成や生活の変化、多様化などにより、家族や地域住民同士のつながりが希薄化し、複雑化・複合化した福祉的課題を抱える事案や、各分野の制度の狭間にある課題が顕在化してきています。

国では令和2年度に、地域共生社会実現のための社会福祉法等の一部を改正する法律により、属性を問わない相談支援、参加支援、及び地域づくりに向けた支援を一体的に実施する、重層的支援体制整備事業を創設しました。

本市では、令和2年度から全世代型包括的相談支援事業を実施し、ふくし総合相談窓口を開設して、各相談支援機関等と多機関協働による相談支援を行ってきましたが、令和6年度からは、今までの取組を活かしながら、複雑化・複合化した課題、制度の狭間にある課題への相談支援のさらなる充実を図り、行政や各分野の縦割りのハードルを低くすることで、スムーズな連携を促すとともに、参加支援事業や地域づくり事業をとおして、社会や地域でのつながりや関係づくりなど、地域で支え合う体制を構築していく、重層的支援体制整備事業を実施します。

事業の概要ですが重層的支援体制整備事業では、今までの各制度の取組や、既存の相談支援機関や地域づくりに向けた支援を活かしつつ、包括的な支援体制を構築するため、6ページの上段の図

にある3つの支援を一体的に実施します。

6ページをお願いします。

Iの相談支援は、包括的な相談支援の体制を図るため、既存の介護、障がい、子ども・子育て、困窮の各相談支援機関が、世代や属性にかかわらず包括的に相談を受け止め、専門の相談支援機関へのつなぎ、又は連携した支援を行います。

複雑・複合化した事案には、関係機関が連携して支援を行う多機関協働により課題を解決する体制を作ります。アウトリーチを通じた早期の発見や、支援機関や地域による緩やか（ゆるやか）な見守り体制のもと、継続的な伴走支援を行います。

II. 参加支援は、社会や地域から孤立したり、つながりが途切れている方やその世帯に対し、本人やその世帯のニーズを踏まえて、次のIIIの支援や、地域の社会資源等へのマッチングやメニューにより、社会とのつながり作りや、つながりの回復ができるよう支援を行います。

III. 地域づくりに向けた支援は、既存の介護、障がい、子ども・子育て、困窮で実施している事業や、地域団体の実施する事業・行事等の社会資源を活かしながら、世代や属性を超えて交流できる場や居場所を確保し、交流・参加・学びの機会を生み出し、地域における社会活動の活性化を図るための支援を行います。

3つの支援の具体的な事業の実施内容は、表にある社会福祉法第106条の4第2項に規定される1号から6号の事業について、連携しながら一体的かつ重層的に実施することにより、複雑・複合化した事案や、制度の狭間にある事案を抱える方や世帯の支援を行います。

7ページをお願いします。

7、成年後見制度の利用促進について（第2期成年後見制度利用促進基本計画）について、計画策定の背景ですが、平成28年に成年後見制度の利用促進に関する法律が制定され、国では平成29年度から令和3年度までを第1期として成年後見制度利用促進基本計画を策定、また、第2期基本計画では、地域共生社会の実現を目指し、全国どの地域でも支援を必要とする人が地域社会に参加し、自立した生活を送ることができるよう、権利擁護支援のネットワークの構築を充実させることが求められております。

市町村においては、利用促進に関する計画の策定が努力義務とされておりましたが、高齢化の進展等を鑑み、本市における成年後見制度の利用促進に関する施策の基本指針として計画を策定しており、今回は第2期の計画となります。

地域連携ネットワークの体制についてですが、司法・福祉・保健・医療などの連携による地域連携ネットワークを構築して取り組んでおりますが、本市では、令和3年に協議会を設置し、その中

で、推進役となる中核機関、鹿角市成年後見支援センターの運営を社会福祉協議会に委託し行っております。新たなネットワークでは、関係者の連携・協力を強化しながら、制度の利用を進めてまいります。

以上で説明を終わります。

○黒澤委員長 藤原班長。

○藤原福祉総務課副主幹 兼 地域福祉班長 健康福祉部資料2をご覧ください。

第7期鹿角市障がい福祉計画・第3期鹿角市障がい児福祉計画（素案）の概要について、ご説明いたします。

1、計画策定の趣旨ですが、障害のある方が安心して、地域生活をおくるために、必要とされる障害福祉サービスや相談支援を、身近な地域において提供できるよう、国の定める基本指針に基づき、第7期鹿角市障がい福祉計画及び第3期鹿角市障がい児福祉計画を策定するものです。

2、計画の位置づけ・性格ですが、この計画は、障害者総合支援法及び児童福祉法に基づき、障害福祉サービスや相談支援、地域生活支援事業、障害児通所支援等の必要量などを定めるものであり、地域生活や、就労支援等についての成果目標を設定し、その目標達成に向けた計画として位置づけられています。また、上位計画となる、第6期鹿角市障がい者計画のサービスの実施計画としての性格を有するとともに、高齢者の福祉や介護、児童福祉や子育て支援などと整合性・連携を図りながら、各関連計画と一体的に取り組むこととしています。

3、計画の期間は、令和6年度を初年度とし、令和8年度までの3か年を計画期間としています。

2ページをお願いします。

4、計画の推進・評価については、障害福祉の関係機関、団体、医療、教育、雇用などで構成される鹿角市障がい者自立支援協議会で、計画の達成状況の調査・分析、評価を行うとともに、必要に応じて見直しを図ります。

5、第7期障がい福祉計画の数値目標の設定ですが、数値目標については、国の基本指針に基づきながら、本市の実情や利用実績等に応じて各項目とも、令和8年度末の数値目標を設定します。また、計画の策定にあたっては、鹿角市の障がい福祉サービスを利用している障がい者及び障がい児のご家族を対象に、障害福祉サービス利用実態意向調査アンケートを行っております。

数値目標では、6つの目標をあげておりますが、国の指針で新たに設定、または拡充された項目について説明します。

(3)地域生活支援拠点等の整備のうち、令和8年度末の目標値の3つ目、強度行動障害を有する者の支援ニーズの把握、支援体制の整備が、新たに設定されましたが、こちらは、障害支援区分認定

調査の行動関連項目の集計や、アンケート調査等による課題の把握を行い、支援につなげます。

3ページをお願いします。

(5)相談支援体制の充実・強化等では、総合的な相談支援、地域の相談支援体制の強化、地域づくりの役割を担う基幹相談支援センターを設置すること、自立支援協議会において、個別事例の検討を通じた地域サービス基盤の開発、改善の、二つの項目が拡充されております。

本市では、これまでも基幹相談支援センターが中心となり、相談支援連絡協議会を開催し、相談支援専門員の資質向上を図っているほか、自立支援協議会においても、必要なサービス等について協議し、支援につなげてきておりますので、引き続き、各事業所との意見交換を行いながら、連携強化につなげていきます。

次に4ページをお願いします。

第3期鹿角市障がい児福祉計画の数値目標の設定です。

新たに設定された項目は、3つめの障がい児の地域社会への参加・インクルージョンの推進体制の構築です。

本市では、これまでも保育所等で、保育所等訪問支援を活用し、障がいのある子どもに対して、集団生活への適応のための専門的な支援を行っており、事業所と保育所等が連携した支援を行っているものと考えていますので、引き続き、細やかな支援につながるよう、体制を整えていきます。

今後のスケジュールについては、12月下旬からパブリックコメントを行い、3月を策定予定としております。

以上で説明を終わります。

○黒澤委員長 児玉政策監。

○児玉すこやか子育て課政策監 兼 健康づくり班長 続きまして、資料3第2期鹿角市自殺対策計画の概要について、ご説明いたします。

資料3の1ページをお願いします。

1の計画策定の背景についてであります。全国において、年間の自殺者数、自殺死亡率は減少傾向にありますが、令和4年は年間2万人以上であり、秋田県の自殺死亡率は3年ぶりに全国でワースト1位となり深刻な状況であります。

本市の令和4年の自殺者数は5人で、自殺死亡率は17.5であり、秋田県の死亡率22.6と比較して低い結果ではありましたが、引き続き自殺対策を進め、自殺者数0人を目指す必要があります。そのため、第2期自殺対策計画では、意識調査の結果から新たに顕在化した働き盛り世代や高齢者等における課題についても必要な対策を講じていくとともに、家庭、学校、職場、地域コミュニティ、

民間団体等が連携し、それぞれの役割を踏まえながら、より効果的かつ総合的に自殺対策を推進してまいります。

2の計画の期間であります。令和6年度から令和10年度の5年間とします。

3の計画の数値目標についてであります。本市の自殺死亡率は、計画策定時の平成30年の26.4と比較し8.9ポイント減少しております。また、一番高かった平成25年の48.7と比較して大幅に減少しております。今後も自殺対策計画を推進し、令和10年度までの間に自殺者0人を目標とします。

4の鹿角市の現状についてであります。図表1に示しております自殺死亡率は、平成25年を境に減少傾向であり、令和4年は秋田県の自殺死亡率を下回っています。また、図表2の性・年代別自殺者数をご覧ください。

左側が男性、右側が女性の自殺者数を年代別に示しております。人数が多い年代は、色を濃く、少ない年代は色を薄く示しております。このうち、60～79歳の男性の自殺者は令和元年の5人から大幅に減少し、令和4年には1人になっていますが、男性は全ての年代において自殺者がいるため、幅広い年代に対しての対策が必要です。女性の自殺者は、40～79歳の年代ですが、男性と比較して自殺者数は少ない傾向にあります。

2ページをお願いいたします。

5のこころの健康づくりアンケート結果についてですが、今年度小学5年生、中学2年生、高校2年生554名を対象にアンケート調査を実施いたしました。回答数は476名で、回答率は85.9%でした。図表3ですが、「悩みを感じたときに、誰に話したいと思うか」との質問に対して「友達」と回答した割合は、小、中、高すべてにおいて5割以上おりました。図表4ですが、「友達から悩みを相談されたときに、話を聞いてあげようと思いますか」との質問に対して「そう思う」と回答した割合は中学生、高校生ともに8割以上おりました。

2ページの下段になりますが、アンケートの結果から、小学生は、ストレスの対処方法として「誰かに話す」ことを選択しやすいものの、中学生や高校生は深刻な悩みをかかえていても、SOSを出しにくくなってしまうため、小学生の段階からSOSの出し方教育を取り入れる必要があります。また、小学生から中学生、中学生から高校生へと年齢が上がるほど、親や大人よりも身近な友達に話すようになり、友達から相談されたら話を聞いてあげたい、声をかけてあげたいと思う傾向にあります。そのため、友達のSOSを受ける機会も多い可能性があることから、友達のSOSを上手に受け止めるためのSOSの受け方教育も重要となってきます。

3ページをお願いします。

6のこころの健康づくりに関する意識調査の結果についてですが、7月に18歳から79歳の方1,500

名を対象に、意識調査を実施いたしました。回答者数は499人で、回答率は33.3%でした。図表5ですが、「あなたは、今までの人生の中で、自殺することを、考えたことがありましたか」との質問に対して、22.4%の方が自殺念慮（自殺することを考える）を経験していました。「自殺することを考えたことがあった」人のうち、「この1か月間の間に自殺することを考えたことがありましたか」との質問に対し、3%の人が自殺することを考える、自殺念慮の状態にありました。図表6ですが、「解決にならないとわかっていても、誰かに気持ちを聞いてもらうことがありますか」との質問に対し、約2割の方が「ほとんどない」と回答しています。「ほとんどない」とそれ以外の回答を年代別に比較すると、高齢者と比較して、働き盛り世代の方が多い傾向にありました。図表7が年代別の自己負担感の知覚を示したものになりますが、自己負担感の知覚は、自分が他人の迷惑になっていると考え、罪悪感や自己嫌悪を抱くことなのですが、この自己負担感の知覚が自殺することを考える自殺念慮と関連があると考えられています。高齢者と比較して、働き盛り世代が自己負担感の知覚を抱きやすい傾向にありました。自殺念慮を抱いている方も働き盛り世代が多い傾向にあったため、自己負担感の知覚を減らすような対策を取り入れる必要があります。

4ページをお願いします。

図表8ですが、「深刻な悩みを抱えている人が誰かに相談するか」の質問に対し、「相談する必要はないので、だれにも相談しない」と回答した方のうち、32.6%が深刻な悩みを抱えている状況にありました。また、「相談したいが誰にも相談できないでいる」と回答した方のうち82.1%が深刻な悩みを抱えている状況でありました。また、「相談したいがどこに相談したらよいかわからない」と回答した人の68.8%が深刻な悩みを抱えている状況にありました。そのため、深刻な悩みを抱えている人は、相談の必要性を感じているものの、どこに相談したらよいかわからなかったり、SOSを出せないため、悩みを抱えている人の周りで不調に気づき適切な支援をするゲートキーパーの養成が必要と考えています。

下段に、こころの健康づくりに関する意識調査からいえることをまとめておりますが、高齢者は自殺念慮を抱く人の割合が少ないものの、自殺に至りやすい傾向があるため、自殺念慮や不調を抱いたときに、気づき、適切な支援ができるゲートキーパーの養成が重要です。

また、働き盛り世代は、自己責任論が強く、自己負担感の知覚を感じやすく、誰かに話を聞いてもらう頻度も少ないため、自らが不調を抱いたときに、誰かに話すことができる仕組みづくりや普及啓発が重要です。

5ページをお開き願います。

7に共通理念と重点施策、8に重点施策の主な指標を載せておりますが、第2期計画では、共通理

念及び基本目標は第1期計画と同様としますが、共通項目として「ライフステージ別の支援」を追加しております。ライフステージによって、悩みの種類や生活の基盤が異なるため、それぞれの原因や背景に合わせてSOSの出し方や受け方の対策を講じていく必要があります。また、市として優先すべき対策として、重点施策4項目について現状や取組の方向性、主な取組の指標を掲載しております。

重点施策の1として子ども・若者への支援としてSOSの出し方受け方教育などに取り組んでまいります。

重点施策2としては、働き盛り世代と高齢者への支援として、愚痴をこぼせる先を増やしたり、体調不良の方に気付いて声をかけてあげることができるよう、傾聴ボランティアやゲートキーパーの養成講座を実施してまいります。

重点施策3は生きやすい価値観の醸成となっておりますが、意識調査において「生死は最終的に本人の判断に任せるべき」という自己責任論をい多く市民の割合が多かったということで、この意識調査の結果を、地域に出向いて実施する健康教育などを活用しながら周知し、自殺は社会の問題であること、社会全体で取り組むべき問題であることを広めていくことができると考えております。

重点施策4は相談機関のアクセスについてです。相談窓口の認知度は高かったのですが、相談利用に至るまでの対策として、相談窓口の一覧を作成したり、まずは自分の身近な人に相談したり悩みを吐き出しやすい環境を作れるよう、ゲートキーパーの養成講座に力を入れたいと考えております。

今後の策定スケジュールですが、12月下旬から1月下旬まで、本計画のパブリックコメントを実施し、いただきましたご意見等を参考に修正し、3月の庁議に諮って、成案としていきたいと思っております。

説明については以上です。

○黒澤委員長 成田課長。

○成田あんしん長寿課長 続いて、5の第9期鹿角市高齢者福祉計画・介護保険事業計画（素案）の概要について説明いたします。

健康福祉部資料の4をご覧ください。

第1章では、計画の基本的な考え方を示しております。

計画策定の趣旨ですが、計画期間中の令和7年、2025年には団塊の世代がすべて75歳以上の後期高齢者となるほか、令和22年、2040年には団塊ジュニア世代がすべて65歳以上となることから、第

9期計画では中長期的な視野に立ち、制度の安定性と持続可能性を確保しながら、高齢期を迎えても住み慣れた地域で安心して暮らせるよう各種取組の方向性を示しております。高齢化が進む現状においては、地域で支え合う地域共生社会の実現と複合的な福祉課題に対応するため保健・医療・福祉・介護の密接な連携による取組がより一層重要となってきております。

計画は、老人福祉法に基づく老人福祉計画と介護保険法に基づく介護保険事業計画を一体的に策定しており、計画の期間は令和6年度から8年度までの3年間です。

第2章では、高齢者の現状と課題を整理しております。

2040年までの推計では、総人口・高齢者人口は減少していきませんが、高齢化率は上昇していき、団塊の世代がすべて75歳以上となる2025年には43.5%、団塊ジュニア世代がすべて65歳以上となる2040年には51.9%になる見込みであります。

続いて、2023年までの高齢者世帯の状況です。

一人暮らしや高齢者のみの世帯は増加傾向が続き、2021年以降は総世帯数のうち約3割を占めており、今後もこの状況は続くものと推測されます。

続いて、要支援・要介護認定者の状況です。

2015年から2022年までは18%前後と、県平均の20%台と比較すると低く推移しております。

第3章は、計画の基本的方向です。

人口減少や高齢化が進む中、すべての人が自分らしい暮らしを人生の最後まで続けるためには、高齢者がサービスの受け手としてだけでなく、地域や社会において支え手・担い手として関わっていただくことがより重要となります。そのため基本理念はこれまでを継承しつつ内容の充実を図り、新たに2つの言葉を加えております。1つ目は「互いに支え合いながら」、2つ目には「輝き」を加え、高齢者の活躍の場を広げ、最後まで輝き続けられる地域づくりを目指すこととしております。基本理念の実現にあたり、第8期計画と同じ6項目を基本目標に掲げ、各施策や事業について見直し・充実を図りながら継続して取り組んでいくこととしております。

第4章は、施策の展開です。

基本目標の達成に向けて、取り組む項目となります。

基本目標1では、住民主体型の介護予防事業や高齢者のボランティア活動など多様な健康づくりや生きがいづくりを推進します。

基本目標2では、高齢者の在宅生活を支援するほか、必要とする介護サービスを適切に提供できる体制を整えます。また住民の複雑化・複合化したニーズに対応するため、各地区の相談窓口となる地域包括支援センターの機能強化を進めます。

基本目標3では、医療職や介護職など多職種間の連携を深め、地域課題を共有しながら高齢者等の在宅生活を支援します。

基本目標4では、認知症サポーターの養成や認知症カフェの開設等により認知症に対する住民の理解を深めるとともに、医療・介護連携のもと地域全体で見守る体制の充実を図り、認知症当事者やその家族を支援します。

基本目標5では、地域における交流機会の確保や除雪等のボランティア活動など、住民の支え合いによる活動を推進します。また権利擁護や成年後見制度について、関係機関と連携し相談・支援を行いながら高齢者等の日常生活を支えます。

基本目標6では、事業者への適切な指導・監査等の実施により、サービスの質の向上を図るほか、介護人材の育成・確保を支援するとともに、負担軽減と業務の効率化を図るため介護ロボット等の活用についても検討を進めます。

第5章は介護保険料です。

第9期の保険料基準額は、現行と同じ月額6,980円とする予定です。ただし、所得段階の設定については、現行の9段階から13段階への見直しを予定しております。これは現在も国での審議が継続されているところですが、高所得者の保険料引き上げによって得られる増収分を、低所得者の負担軽減に充て、さらなる軽減を図るとともに、これまで負担軽減に充てていた公費の一部を、介護従事者の処遇改善など社会保障の充実に活用できるようにするものであります。

資料5に、13段階へ見直した場合の介護保険料(案)の詳細を載せております。真ん中ほどの太枠が第9期の保険料(案)、その右隣りが現行の第8期保険料です。右端は第8期との比較になります。

第9期で見直しの対象となるのは、現行で所得段階9段階の方で、今年9月末時点で333人、令和6年度で327人を見込んでおります。この方々を対象に所得に応じて5つに細分化し9段階から13段階に区分しております。このうち保険料引き上げの対象となるのは10段階から13段階で184人を見込み、現行保険料との差は月額1,396円から4,886円となります。これに対し1段階から3段階までの低所得者4,367人については、現行より月額105円から174円を引き下げる予定です。

所得段階の見直しに伴う保険料収入への影響ですが、高所得層で約750万円の増収、低所得層では約750万円の減収となります。なお、介護保険料総額を令和5年度当初予算と比較すると、被保険者の減少に伴い、約640万円の減収を見込んでおります。

資料4にお戻りいただきまして、第6章ですが、計画の推進にあたっては、被保険者や事業所の代表等で構成する介護保険運営協議会において、進捗状況を検証・評価いただきながら、目標達成に向けて各施策を着実に進めることとしております。

以上が、第9期計画の素案の概要となりますが、先ほども申し上げたとおり、国では、介護保険料や利用者負担の見直し、介護従事者の処遇改善等を含む介護報酬改定など、現在も審議を継続しております。年末には結論が出される予定ではありますが、場合によっては、保険料を再算定する必要がありますことを、お含み置きくださいますようお願いいたします。

なお、この後の策定スケジュールですが、計画素案に対するパブリックコメントの募集と市民説明会の開催を経て、介護保険運営協議会や庁内会議などで広くご意見をいただきながら作業を進め、3月定例会では関係する条例改正についてご審議いただく予定としております。

以上で健康福祉部の報告を終わります。

○黒澤委員長 教育部長。

○大里教育部長 教育委員会関係の所管事項の5ページをお願いします。

はじめに、1の令和5年度鹿角市二十歳のつどいにつきましては、令和6年1月7日の日曜日に、文化の杜交流館コモッセ文化ホールを会場に開催いたします。今年度も、会場での参加またはYouTube視聴によるオンライン参加の選択式といたします。議員の皆様にもご案内を差し上げておりますので、ご出席いただきますようお願いいたします。

次に、2の各種スキー大会の日程についてであります。1月5日、金曜日の鹿角中学校スキー大会のアルペン・クロスカントリー競技を皮切りに、記載のと通りの日程で開催されます。なお、全国規模の大会としましては、今年度で5年連続となりますが、第97回全日本学生スキー選手権大会が予定されております。

以上で、所管事項の報告を終わります。

○黒澤委員長 所管事項の報告が終わりましたので、これより質疑を受けます。

初めに、市民部の報告事項について質疑、ご意見等がございましたら発言願います。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○黒澤委員長 ないようですので、次に健康福祉部の報告事項について質疑、ご意見等がございましたら発言願います。田村委員。

○田村委員 用語のことでちょっと。私が聞いたことがないのか。

第3期鹿角市地域福祉計画の中に、アウトリーチって出てきたんだよな。アウトリーチって何でしょう。

○黒澤委員長 藤原班長。

○藤原福祉総務課副主幹 兼 地域福祉班長 資料の1の6ページの重層的支援体制整備事業の表の中にアウトリーチ等を通じた継続的支援事業と出てきておりますけれども、事業の内容としまして

は、自分で困りごとの相談をできない方、相談に来ることができない方とか、相談するという気持ち起きない方に対して、困りごとを民生委員や各関係機関から情報を収集しまして、訪問等により支援につなげるような事業の内容になっております。

○黒澤委員長 井上課長。

○井上福祉総務課長 アウトリーチという言葉の意味ですけれども、分かりやすく一言で言いますと、訪問するという事です。

○黒澤委員長 ほかにございませんか。丸岡委員。

○丸岡委員 資料2の障がい福祉・障がい児福祉計画なんですけど、ここには発達障害の子供も対象になっているという理解でよろしいでしょうか。

○黒澤委員長 藤原班長。

○藤原福祉総務課副主幹 兼 地域福祉班長 第3期の鹿角市障がい児福祉計画のところで発達障害の児童についても支援の対象になっております。

○黒澤委員長 丸岡委員。

○丸岡委員 ありがとうございます。次ですけれども、資料の3、自殺対策計画なんですけど、ゲートキーパーという言葉がよく出てくるんですけど、これは、例えば、民生委員とか自治会長とか身近な人に身近な人に講習等やって作っていくとかそういうようなイメージなんですか。

○黒澤委員長 児玉政策監。

○児玉すこやか子育て課政策監 兼 健康づくり班長 ゲートキーパーにつきましては、これまで市の職員を対象に実施をしてきておりましたけれども、議員のおっしゃられたとおり、民生委員や施設職員とかを対象にゲートキーパーの養成講座を実施して、まず悩んでいる人に声をかけて話を聞く形で支援出来ていけばいいのかなと考えておりましたので、民生委員も対象に実施したいと考えております。

○黒澤委員長 丸岡委員。

○丸岡委員 ありがとうございます。この資料を見ると、相談するところが分からないとか書かれていて、自殺を考えるような状況に陥った人が誰に相談に行けばいいのかがよく分からないという資料が上がっているんですけど、そうすれば、私はゲートキーパーですとか、あなたの地区にはこういう方がゲートキーパーでおりますっていうのはオープンにして周知するようなものなのですか。

○黒澤委員長 児玉政策監。

○児玉すこやか子育て課政策監 兼 健康づくり班長 ゲートキーパーにつきましては、県のほうで

もゲートキーパー養成講座を実施しておりまして、講座を受けた方に対して腕につけるようなリング等を配付しているんですけども、私たちが想定しているゲートキーパーとしましては、地区に誰々がいますとかという形ではなくて、普段の生活の中で声掛けができるような形のゲートキーパーを想定しておりましたので、名簿を作成するとかそういったことはしない方向で考えております。

○黒澤委員長 丸岡委員。

○丸岡委員 イメージがちょっとできないんですよ。例えば広報にですよ、氏名は出さないまでも市の中にゲートキーパーがおられますと。そうすれば例えば詳しい内容、ゲートキーパーをお知りになりたい方は、市や社協にお問い合わせくださいというような周知になるというイメージでいいですか。

○黒澤委員長 工藤課長。

○工藤すこやか子育て課長 ゲートキーパーについては、家族や身近な方の悩みを聞いて、必要であれば相談機関につなげるという役割を持つものでして、誰でも広くなっていただけるものです。それと併せて、傾聴ボランティアというものもありまして、こちらは同じように研修を受けていただいて、終了証もお渡しするものですけども、こちらの方については、ふれあいサロンということで、定期的にコモッセでサロンを開いて、誰でも来ていただいて、お話の中から悩み事などを話していただけるような機会を作っております。ゲートキーパーと傾聴ボランティアというのはちょっとそういったことで中身は違いますけれども、それぞれいろんな場所でとにかく悩みを拾っていただいて、必要な支援機関につなげていただくという役割に関しては、同じであります。

○黒澤委員長 丸岡委員。

○丸岡委員 要は認知症サポーターと同じで、そういう講習を受けていただいて、人の話をよく聞くとかそういう技術を身に付けていただくような講習に出れば、ゲートキーパー講習を受けましたよというような感じのものくらいのイメージでよろしいんですか。

○黒澤委員長 工藤課長。

○工藤すこやか子育て課長 はい。そのとおりです。

○黒澤委員長 丸岡委員。

○丸岡委員 資料の中に随分ゲートキーパーって新しいようなイメージで書かれているもので、従来とはまた違う取組をされるのかなというイメージを持ちましたので、今ちょっとしつこく質問させていただいたんですけども、要は従来のやり方をもうちょっと力を入れていこうよという意気込みの表れでこういう言葉を使っているというようなイメージで取らせていただきました。

私の中では自殺イコール鬱病というようなイメージが非常に強いですが、今聞いたゲートキーパーがそういうものであれば——実はですね、鹿角市自殺対策に係る調査報告書というのを秋田大学の自殺予防総合センターの特任教授、宮本さんがまとめた資料を見せていただきました。その中に働き盛りの方の自殺については、かかりつけ医が必要だと。無理せずに医療機関を受診するような対策が必要だというような趣旨のページがあるんですけども、これが今の計画の中には盛り込まれていないのはどうしてなのでしょう。

○黒澤委員長 工藤課長。

○工藤すこやか子育て課長 働き盛り世代に対する支援についてですけども、アンケートのほうでは、医療機関につなぐ必要があると記載になっていたかと思いますが、計画の中ではそういった世代の方に対して、悩みを吐き出しやすいような機会をつくっていくことが必要だというふうに考えておまして、現段階では各企業でのストレスチェックを実施していない企業もありますので、そういった実施について働きかけを行っていきたいというふうに考えております。

○黒澤委員長 丸岡委員。

○丸岡委員 企業でのメンタルヘルスの講習、これは非常に重要だと思います。そうすれば、市内の企業に対して、そういうメンタルヘルスの推進だとか、それから、そこにおける医師の派遣とかですね、そういうことが全然盛り込まれていないんですよ。なので、1番最初のページのように、自殺をする人の数の割合を見ればですね、若い人より、働き盛り、それを超えた方の自殺率が毎年のように高いところを見たときに、企業へのそういうメンタルヘルス講習の講師の派遣とか、医療機関への紹介をするための道筋みたいなものが全然この中に盛り込まれてなくて、例えば医療機関での受診が大事なんだというような文言も何もないのはちょっとどうなのかなと思ったのでお聞きしました。もし何かあればお願いします。

○黒澤委員長 工藤課長。

○工藤すこやか子育て課長 お示した資料の中では記載にはなっていませんけれども、この計画の素案の中には、そういった取組についても掲載しておりますので、後ほどパブリックコメントで掲載いたしますので、そちらをご覧くださいと思います。

○黒澤委員長 ほかにございませんか。中山委員。

○中山委員 2～5までの各種計画ありますけれども、これについてはいろんな調整も必要ですし、大変なことだと思っております。そういうことで、日程的に確認したいんですけども、1月末で大体パブリックコメント終わると。そうすれば、議会のほうに——今日概要を説明して、後は計画的な内容は、パブリックコメントが終わった後は説明とかそういうのをやる予定なのではないでしょうか。

○黒澤委員長 井上課長。

○井上福祉総務課長 今後のスケジュールで先ほど来、1月下旬ころまでパブリックコメントという説明をしておりました。その後パブリックコメントにより修正を加え、大体の最終案に対する計画の策定委員会がございますので、そちらでも再度確認をいただきまして、最終的に3月に予定しております市の庁議で決定する予定にしております。庁議での決定後、製本になった状態で委員の皆さまにはお配りしたいと考えております。

○黒澤委員長 ほかに。児玉委員。

○児玉委員 介護保険料なんですけど、市民のいわゆるこの単価では、すごく負担感が大きいという感覚が強いと思うんですけども、この単価の改定というのは随時行われるのでしょうか。それとも改定の時期ってというのは決まっているのかお伺いしたいと思います。

○黒澤委員長 田山班長。

○田山あんしん長寿課副主幹 兼 高齢者支援班長 介護保険事業計画は、3年に1回の改定になっております。その改定の時期に合わせて介護保険料を算定しており、3年に1回の改定になっております。

○黒澤委員長 ほかにございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○黒澤委員長 ほかにないようですので、次に教育委員会の報告事項について、質疑・ご意見等がございましたら発言願います。

○黒澤委員長 丸岡委員。

○丸岡委員 二十歳のつどいについてお聞きします。

昨年ですね、親御さんからこういうお話をいただいたので、今年は多分是正されていると思うので確認の意味で。

案内については、中学校卒業名簿とかを利用して多分ご案内を差し上げるのだと思うんですけども、市内以外の中学校を卒業して市内に在住されている方への案内の送付、それから、一番その親御さんが嫌だなと思ったと聞いたのは、受付がない。例えば一中卒業生の方はこちら、二中卒業生はこちらとか書いているんだけど、どれにも該当しないわけですよ。そうするとどこで受付しているのか分からない。こういう意見があったので、今年は当然その辺は是正されていると思うので確認の意味でお聞きします。

○黒澤委員長 村木班長。

○村木生涯学習課副主幹 兼 社会教育班長 今年度の二十歳のつどいの案内につきましては、例年

通りの各中学校卒業単位のご案内のほかに、小学校の同級生で市外の中学校に行った方のうち、実行委員が把握できている方については案内を差し上げているほか、市のホームページや広報で中学校はこちらの卒業ではないけれども、現在鹿角市にお住まいの方や過去に鹿角市にお住いだった方で案内状が届いていない方はお知らせくださいということで呼びかけをしております。このような形で市内の中学校を卒業した方ではない方に対しても、案内状を申し出があれば差し上げるようにしております。

また、昨年、比内支援学校かづの校の卒業生の方についても意見があったわけなんですけれども、そちらに関しましては、比内支援学校のほうに相談をしまして、そちらで対象となる年代の卒業生の方に学校のほうで連絡をとってくださいます、住所を提供してもいいという了承が得られた方については案内状を差し上げております。また、当日の受付についてですけれども、今年度は配慮してやりたいというふうに考えております。

○黒澤委員長 丸岡委員。

○丸岡委員 ありがとうございます。楽しい時間を過ごそうとか、久々に友達の顔見たいなって集まってきた子供たちが受付でちょっと嫌な思いをしないようによろしくお願ひしたいなと思います。

○黒澤委員長 ほかにございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○黒澤委員長 ほかにないようですので、所管事項の報告についてはこれで終わります。

【案件】

○黒澤委員長 次に案件に入り、(1)付託事件の審査を行います。

初めに、議案第74号指定管理者の指定について(鹿角市歴史民俗資料館)を議題といたします。

当局の説明を求めます。古田課長。

○古田生涯学習課長 議案第74号をお開きください。

指定管理者の指定についてであります。管理を行わせようとする施設の名称は鹿角市歴史民俗資料館であります。

指定管理者となる団体の名称は太平ビルサービス株式会社。指定の期間については、中段の表のとおりであります。

提案理由は、施設の効率的な管理運営を図るものであります。現在の指定管理期間が今年度で終了となることから、来年度以降の指定管理者について公募を行ったところ、1者から応募があり、候補者選定委員会の結果等を経て、指定管理者として提案するものです。

指定管理者の候補者となる団体等の概要につきましては、6 から 7 ページの議案資料をご覧ください。

当該法人は、昭和 37 年に設立された会社で、主な業務内容は建物の管理及び清掃のほか、文化施設の運営管理などを行っております。

鹿角市歴史民俗資料館においては、平成 29 年 11 月のリニューアルオープンから今年度まで指定管理者として管理運営業務を行っており、主な業務として、施設管理のほか歴史民俗資料の保存・展示・活用を行っております。

説明は以上です。

○**黒澤委員長** 説明が終わりましたので、これより質疑を受けます。質疑・ご意見等がございましたら発言願います。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○**黒澤委員長** ないようですので、本議案に対する質疑を終結いたします。

次に、本議案について討論ございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○**黒澤委員長** ないようですので、これより採決いたします。

議案第74号について、原案のとおり可決すべきものと決するにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○**黒澤委員長** ご異議ないものと認め、議案第 74 号は、原案のとおり可決すべきものと決します。

次に議案第75号指定管理者の指定について(鹿角市記念スポーツセンター)を議題といたします。

当局の説明を求めます。児玉課長。

○**児玉スポーツ振興課長** 議案第75号指定管理者の指定についてであります。本文は省略させていただきます。

中段の表にあります、管理を行わせようとする施設の名称は鹿角市記念スポーツセンターであります。

指定管理者となる団体の名称はNPO法人鹿角市スポーツ協会、事務所の所在地は鹿角市花輪字荒田4番地1、鹿角市記念スポーツセンター内です。

指定の期間は、令和6年4月1日から令和9年3月31日までの3年間です。

なお、指定管理者となる団体の概要及び施設の概要につきましては、議案資料の9ページをご覧ください。

提案理由であります。施設の効率的な管理・運営を図るため、指定管理者を指定するものであり

ます。鹿角市記念スポーツセンターにつきましては、検討の結果、引き続き施設の性質及び地域の実情等を鑑み公募によらずNPO法人鹿角市スポーツ協会を指定管理者とすることを提案するものであります。

説明は以上で終わります。

○黒澤委員長 説明が終わりましたので、これより質疑を受けます。質疑・ご意見等がございましたら発言願います。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○黒澤委員長 ないようですので、本議案に対する質疑を終結いたします。

次に、本議案について討論ございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○黒澤委員長 ないようですので、これより採決いたします。

議案第75号について、原案のとおり可決すべきものと決するにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○黒澤委員長 ご異議ないものと認め、議案第75号は、原案のとおり可決すべきものと決します。

次に議案第76号指定管理者の指定について(鹿角市野球場)を議題といたします。

当局の説明を求めます。児玉課長。

○児玉スポーツ振興課長 議案第76号指定管理者の指定についてであります。本文は省略させていただきます。

中段の表にあります、管理を行わせようとする施設の名称は、城山野球場並びに毛馬内野球場であります。

指定管理者となる団体の名称は、NPO法人鹿角市スポーツ協会、事務所の所在地は鹿角市花輪字荒田4番地1、鹿角市記念スポーツセンター内であります。

指定の期間は、令和6年4月1日から令和9年3月31日までの3年間であります。

なお、指定管理者となる団体の概要及び施設の概要につきましては、議案資料の11ページをご覧ください。

提案理由であります。施設の効率的な管理運営を図るため、指定管理者を指定するものであります。城山野球場並びに毛馬内野球場につきましても、検討の結果、引き続き公募によらずNPO法人鹿角市スポーツ協会を指定管理者とすることを提案するものであります。

以上で説明を終わります。

○黒澤委員長 説明が終わりましたので、これより質疑を受けます。質疑・ご意見等がございましたら

ら発言願います。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○黒澤委員長 ないようですので、本議案に対する質疑を終結いたします。

次に、本議案について討論ございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○黒澤委員長 ないようですので、これより採決いたします。

議案第76号について、原案のとおり可決すべきものと決するにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○黒澤委員長 ご異議ないものと認め、議案第76号は、原案のとおり可決すべきものと決します。

次に議案第77号指定管理者の指定について(鹿角市福祉プラザ)を議題といたします。

当局の説明を求めます。井上課長。

○井上福祉総務課長 議案書の12ページをお願いいたします。

議案第77号指定管理者の指定についてであります。中段の表になります。指定管理者に管理を行わせようとする施設の名称は、鹿角市福祉プラザです。

指定管理者となる団体の名称は、公益財団法人鹿角市子ども未来事業団。

指定の期間は、令和6年4月1日から令和16年3月31日までの10年間です。

提案理由ですが、施設の効率的な管理運営を図るものであります。現在の指定管理期間が今年度で終了となることから、これまでの管理・運営実績などを勘案し、児童、高齢者、障がい者のそれぞれの事業を行う施設として、効率的な管理運営が図られるものと判断されることから、鹿角市の施設の指定管理者の指定手続等に関する条例第3条の規定に基づき、公募によらない指定管理者として指定するものであります。

指定管理者の概要についてですが、次のページをあわせてご覧ください。公益財団法人鹿角市子ども未来事業団は平成14年12月に設立され、市内の児童福祉施設の指定管理や子育て支援事業を実施しております。

福祉プラザでは、平成16年4月のオープンから今年度まで指定管理者として、管理運営を行っております。

以上で説明を終わります。

○黒澤委員長 説明が終わりましたので、これより質疑を受けます。質疑・ご意見等がございましたら発言願います。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○黒澤委員長 ないようですので、本議案に対する質疑を終結いたします。

次に、本議案について討論ございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○黒澤委員長 ないようですので、これより採決いたします。

議案第77号について、原案のとおり可決すべきものと決するにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○黒澤委員長 ご異議ないものと認め、議案第77号は、原案のとおり可決すべきものと決します。

次に議案第78号指定管理者の指定について(鹿角市児童センター)を議題といたします。

当局の説明を求めます。工藤課長。

○工藤すこやか子育て課長 議案第78号指定管理者の指定についてですが、指定管理者に管理を行わせようとする施設の名称は、鹿角市児童センターです。

指定管理者となる団体の名称は、公益財団法人鹿角市子ども未来事業団。

指定の期間は、令和6年4月1日から令和16年3月31日までの10年間です。

提案理由は、施設の効率的な管理・運営を図るためですが、児童センターは、児童福祉法に基づく児童厚生施設であり、児童に健全な遊びを提供し、その健康増進と情操を豊かにすることを目的とする施設です。当該法人は、平成16年4月の開設当初から指定管理者として管理運営を行ってきており、これまでの管理・運営実績などを勘案し、引き続き、公募によらず指定管理者として提案するものです。

なお、団体の概要については、次のページに記載のとおりですが、先ほど説明された議案第77号と同様となりますので、説明は省略いたします。

説明は以上です。

○黒澤委員長 説明が終わりましたので、これより質疑を受けます。質疑・ご意見等がございましたら発言願います。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○黒澤委員長 ないようですので、本議案に対する質疑を終結いたします。

次に、本議案について討論ございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○黒澤委員長 ないようですので、これより採決いたします。

議案第78号について、原案のとおり可決すべきものと決するにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○黒澤委員長 ご異議ないものと認め、議案第 78 号は、原案のとおり可決すべきものと決します。

次に議案第79号指定管理者の指定について（鹿角市高齢者センター）を議題といたします。

当局の説明を求めます。成田課長。

○成田あんしん長寿課長 議案書の 16 ページをお願いします。

議案第 79 号 指定管理者の指定についてであります。指定管理者に管理を行わせようとする施設の名称は、鹿角市高齢者センターです。

指定管理者となる団体の名称は、社会福祉法人花輪ふくし会。

指定の期間は、令和 6 年 4 月 1 日から令和 12 年 3 月 31 日までの 6 年間です。

提案理由は、施設の効率的管理・運営を図るため指定管理者を指定するものです。

指定管理者となる団体及び施設の概要、指定管理者が行う業務につきましては、17、18 ページをご参照いただきたいと思います。

高齢者センターは、指定管理者制度に移行した平成 30 年度から花輪ふくし会が指定管理者となっており、地域の実情に合わせた専門的な高齢者福祉サービスを提供できることと、これまでの管理運営実績等を踏まえ、施設の効率的な管理・運営が図られるものと判断し、引き続き公募によらない指定候補者として選定しております。

以上で議案第 79 号の説明を終わります。

○黒澤委員長 説明が終わりましたので、これより質疑を受けます。質疑・ご意見等がございましたら発言願います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○黒澤委員長 ないようですので、本議案に対する質疑を終結いたします。

次に、本議案について討論ございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○黒澤委員長 ないようですので、これより採決いたします。

議案第79号について、原案のとおり可決すべきものと決するにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○黒澤委員長 ご異議ないものと認め、議案第 79 号は、原案のとおり可決すべきものと決します。

次に議案第80号指定管理者の指定について（鹿角市障がい者総合サポートセンター）を議題といたします。

当局の説明を求めます。井上課長。

○井上福祉総務課長 議案書の 19 ページをお願いいたします。

議案第 80 号、指定管理者の指定についてであります。指定管理者に管理を行わせようとする施設の名称は、鹿角市障がい者総合サポートセンターです。

指定管理者となる団体の名称は、社会福祉法人花輪ふくし会。

指定の期間は、令和 6 年 4 月 1 日から令和 12 年 3 月 31 日までの 6 年間であります。

提案理由ですが、施設の効率的な管理運営を図るものであります。現在の指定管理期間が今年度で終了となることから、これまでの管理・運営実績などを勘案し、鹿角市の施設の指定管理者の指定手続等に関する条例第 3 条の規定に基づき、公募によらない指定管理者として指定するものであります。

指定管理者の概要についてですが、議案第 79 号と同様でありますので、省略いたします。

障がい者総合サポートセンターでは、前身の鹿角市障害者センター・地域活動支援センターも含め、平成 16 年 4 月のオープンから今年度まで指定管理者として、管理運営を行っております。

指定の期間については、相談支援事業所としての指定期間が 6 年間となることや障がい福祉サービスのサービス見込み量などを設定する障がい福祉計画の計画期間等を考慮し、6 年間とするものです。

以上で説明を終わります。

○黒澤委員長 説明が終わりましたので、これより質疑を受けます。質疑・ご意見等がございましたら発言願います。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○黒澤委員長 ないようですので、本議案に対する質疑を終結いたします。

次に、本議案について討論ございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○黒澤委員長 ないようですので、これより採決いたします。

議案第 80 号について、原案のとおり可決すべきものと決するにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○黒澤委員長 ご異議ないものと認め、議案第 80 号は、原案のとおり可決すべきものと決します。

次に議案第 81 号指定管理者の指定について(鹿角市立八幡平なかよしセンター)を議題といたします。

当局の説明を求めます。工藤課長。

○工藤すこやか子育て課長 議案第 81 号指定管理者の指定についてですが、指定管理者に管理を行わせようとする施設の名称は、鹿角市立八幡平なかよしセンターです。

指定管理者となる団体の名称は社会福祉法人八幡平愛慈会。指定の期間は、令和6年4月1日から令和16年3月31日までの10年間です。

提案理由は、施設の効率的管理・運営を図るためですが、八幡平なかよしセンターは、開設当時、幼稚園と保育園が施設内に共存する幼保一体型施設でしたが、平成28年度に保育所型認定こども園に移行して以来、当該法人は指定管理者として管理運営に携わってきました。今後の指定管理については、施設の性質や管理運営実績などを勘案し、当該法人を引き続き、公募によらず指定管理者として提案するものです。

次のページをお願いいたします。

指定管理者の概要についてですが、社会福祉法人八幡平愛慈会は昭和51年に法人を設立し、杉の下保育園の運営を令和2年度まで継続し、併せて平成28年度から八幡平なかよしセンターの指定管理者として、八幡平地域に根差した保育運営の実績を積まれております。

説明は以上です。

○**黒澤委員長** 説明が終わりましたので、これより質疑を受けます。質疑・ご意見等がございましたら発言願います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○**黒澤委員長** ないようですので、本議案に対する質疑を終結いたします。

次に、本議案について討論ございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○**黒澤委員長** ないようですので、これより採決いたします。

議案第81号について、原案のとおり可決すべきものと決するにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○**黒澤委員長** ご異議ないものと認め、議案第81号は、原案のとおり可決すべきものと決します。

次に議案第82号指定管理者の指定について（鹿角市立あおぞらこども園）を議題といたします。

当局の説明を求めます。工藤課長。

○**工藤すこやか子育て課長** 議案第82号指定管理者の指定についてですが、指定管理者に管理を行わせようとする施設の名称は、鹿角市立あおぞらこども園です。

指定管理者となる団体の名称は、公益財団法人鹿角市子ども未来事業団。指定の期間は、令和6年4月1日から令和16年3月31日までの10年間です。

提案理由は、施設の効率的管理・運営を図るためですが、あおぞらこども園は、平成28年度、幼稚園機能と保育園機能を併せ持つ保育所型認定こども園として開設し、当該法人は、開設当初か

ら指定管理者として管理運営に携わってきました。今後の指定管理については、施設の性質や管理運営実績などを勘案し、当該法人を引き続き、公募によらず指定管理者として提案するものです。

なお、団体の概要については、議案第 78 号と同様となりますので、説明は省略いたします。

説明は以上です。

○黒澤委員長 説明が終わりましたので、これより質疑を受けます。質疑・ご意見等がございましたら発言願います。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○黒澤委員長 ないようですので、本議案に対する質疑を終結いたします。

次に、本議案について討論ございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○黒澤委員長 ないようですので、これより採決いたします。

議案第82号について、原案のとおり可決すべきものと決するにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○黒澤委員長 ご異議ないものと認め、議案第 82 号は、原案のとおり可決すべきものと決します。

次に議案第83号指定管理者の指定について(鹿角市立保育園)を議題といたします。

当局の説明を求めます。工藤課長。

○工藤すこやか子育て課長 議案第 83 号指定管理者の指定についてですが、指定管理者に管理を行わせようとする施設の名称は、鹿角市立花輪さくら保育園、花輪にこにこ保育園、毛馬内保育園及び錦木保育園の 4 施設であります。

指定管理者となる団体の名称は、公益財団法人鹿角市子ども未来事業団。指定の期間は、令和 6 年 4 月 1 日から令和 16 年 3 月 31 日までの 10 年間です。

提案理由は、施設の効率的管理・運営を図るためですが、施設の性質や、これまで指定管理者として、管理運営に携わってきた当該法人の管理運営実績などを勘案し、引き続き、公募によらず指定管理者として提案するものです。

なお、団体の概要については、先に説明したとおりですので、説明を省略いたします。

説明は以上です。

○黒澤委員長 説明が終わりましたので、これより質疑を受けます。質疑・ご意見等がございましたら発言願います。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○黒澤委員長 ないようですので、本議案に対する質疑を終結いたします。

次に、本議案について討論ございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○黒澤委員長 ないようですので、これより採決いたします。

議案第83号について、原案のとおり可決すべきものと決するにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○黒澤委員長 ご異議ないものと認め、議案第83号は、原案のとおり可決すべきものと決します。

次に議案第84号指定管理者の指定について(ハニーハイムかづの)を議題といたします。

当局の説明を求めます。工藤課長。

○工藤すこやか子育て課長 議案第84号指定管理者の指定についてですが、指定管理者に管理を行わせようとする施設の名称は、ハニーハイムかづののです。

指定管理者となる団体の名称は公益財団法人鹿角市子ども未来事業団。

指定の期間は、令和6年4月1日から令和16年3月31日までの10年間です。

提案理由は、施設の効率的管理・運営を図るためですが、指定に当たりましては、施設の性質や管理運営実績などを勘案し、公募によらず指定管理者として提案するものです。

次のページをお願いいたします。団体の概要については、先に説明したとおりですので、説明を省略いたします。

指定管理者が行う業務としては、入所する母子世帯の相談や助言等の生活支援や、退所した世帯への相談等の援助ほか記載のとおりです。

説明は以上です。

○黒澤委員長 説明が終わりましたので、これより質疑を受けます。質疑・ご意見等がございましたら発言願います。田村委員。

○田村委員 前回もこのハニーハイムのことで言ったんですけども、今回は指定管理10年ということになっていますが、現在、利用は何世帯でしょうか。

○黒澤委員長 成田班長。

○成田すこやか子育て課政策監 兼 こども家庭応援班長 12月1日時点では、3世帯6人の方が入所しております。

○黒澤委員長 田村委員。

○田村委員 この間も出てあったと思うけれども、これから10年、あの建物の状態、10年もつかなという思いもあるし、実際小さい子なんかを住ませるような状況の風呂、トイレ等ではないような感じもします。いずれ、廃止方向に持っていくというのはないのでしょうか。

○黒澤委員長 工藤課長。

○工藤すこやか子育て課長 現時点では、廃止の計画はございません。

○黒澤委員長 田村委員。

○田村委員 廃止の方向にもっていく予定がないということは、ここ10年もつかということを考えれば、実際もたないと思うんですね。その辺はどういうふうに考えているのかなと思って。

○黒澤委員長 工藤課長。

○工藤すこやか子育て課長 確かにご心配されるように大変築年数が経っている施設にはなっておりますけれども、現在不具合等はない状況にあります。居室のほうにお風呂がないというところがまずご不便をおかけしているところですが、共同のお風呂を利用させていただきながら、管理等を入所世帯にお願いしている部分もありましたが、職員でもなるべく対応するような形をとりまして、ご理解いただきながら利用させていただいているところです。

○黒澤委員長 田村委員。

○田村委員 実際大館の施設も空いているんですね。だからそっちのほうに移動させるのも一つの手かなという思いもあって、あそこの施設を無くすることに何か支障があるのですか。

○黒澤委員長 工藤課長。

○工藤すこやか子育て課長 確かに隣の市に同じような母子生活支援施設がありますけれども、入所している世帯は、施設の学区である小学校に通うわけですし、なかなかそういった変更を踏まえてということは厳しいような状況にあるかと思います。

○黒澤委員長 田村委員。

○田村委員 廃止することになれば行政側として何か不都合があるのかな。

○黒澤委員長 工藤課長。

○工藤すこやか子育て課長 こちら側の不都合といいますか、入所を希望する方の受け皿としては、当面の間は施設を残していかなくてはならないと思っておりますが、確かに委員のおっしゃるように、古い施設ではありますので、その先のことについては、現段階では未定ですけれども、現在入所している世帯の状況を踏まえながら検討してまいりたいと考えております。

○黒澤委員長 田村委員。

○田村委員 分かりました。いずれ、このまま継続するのであれば、建替えは必要ということは誰しもが分かっていることだし、隣の市に行けばもっとかわいいきれいなものがあるし、その辺も踏まえてこれから検討していただきたいと思います。

○黒澤委員長 ほかにございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○黒澤委員長 ないようですので、本議案に対する質疑を終結いたします。

次に、本議案について討論ございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○黒澤委員長 ないようですので、これより採決いたします。

議案第84号について、原案のとおり可決すべきものと決するにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○黒澤委員長 ご異議ないものと認め、議案第84号は、原案のとおり可決すべきものと決します。

次に議案第85号指定管理者の指定について(鹿角市子ども未来センター)を議題といたします。

当局の説明を求めます。工藤課長。

○工藤すこやか子育て課長 議案第85号指定管理者の指定について。

指定管理者に管理を行わせようとする施設の名称は、鹿角市子ども未来センターです。

指定管理者となる団体の名称は公益財団法人鹿角市子ども未来事業団。

指定の期間は、令和6年4月1日から令和16年3月31日までの10年間です。

提案理由は、施設の効率的管理・運営を図るためですが、指定に当たりましては、施設の性質や管理運営実績などを勘案し、公募によらず指定管者として提案するものです。

なお、団体の概要については、先に説明したとおりですので、説明を省略いたします。

指定管理者が行う業務としては、子育て家庭の交流の促進に関することや、相談、指導、その他、各種研修の実施、ファミリー・サポート・センターに関すること等となります。

説明は以上です。

○黒澤委員長 説明が終わりましたので、これより質疑を受けます。質疑・ご意見等がございましたら発言願います。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○黒澤委員長 ないようですので、本議案に対する質疑を終結いたします。

次に、本議案について討論ございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○黒澤委員長 ないようですので、これより採決いたします。

議案第85号について、原案のとおり可決すべきものと決するにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○黒澤委員長 ご異議ないものと認め、議案第85号は、原案のとおり可決すべきものと決します。

次に議案第95号鹿角市福祉プラザ条例の一部改正についてを議題といたします。

当局の説明を求めます。井上課長。

○井上福祉総務課長 議案書の89ページをお願いします。

議案第95号鹿角市福祉プラザ条例の一部改正について説明いたします。

提案理由ですが、高齢者センターの浴室を廃止するため条例を改正するものです。

高齢者センターは、介護予防事業や生きがいがづくりに関する事業を実施しており、その一環として、週3日、浴室の利用ができましたが、利用者の減少に加え浴室ボイラーの老朽化により、ボイラー設備の交換が必要となったことから、浴室を廃止するものです。

次のページをお願いします。

第19条の2では、指定管理者の業務の範囲から、浴室の利用料金の徴収等に関連する業務を削除します。

第20条から第21条までは、浴室の利用範囲、利用料金に関する規定を削除します。

次のページをお願いいたします。

附則として、この条例は、令和6年4月1日から施行します。

以上で、議案第95号の説明を終わります。

○黒澤委員長 説明が終わりましたので、これより質疑を受けます。質疑・ご意見等がございましたら発言願います。田村委員。

○田村委員 浴室をなくすということだけでも、今までこの浴場を結構利用していたと思うけれども、大体月平均でも1日でも、どれくらい利用していたかって分かりますか。

○黒澤委員長 阿部政策監。

○阿部福祉総務課政策監 兼 総務企画班長 こちらの利用状況ですが、週3回営業しております、年間ですと大体600人くらいでした。1日にすると3人から6人くらいなので、利用者が低調に推移しているなというところです。

○黒澤委員長 田村委員。

○田村委員 たったそれだけの利用しかなかったんだ。利用料が大湯と同じで安いから、結構来る高齢者がいるのかなと思ったけれども、そういう状況であれば分かりました。

○黒澤委員長 ほかにございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○黒澤委員長 ないようですので、本議案に対する質疑を終結いたします。

次に、本議案について討論ございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○黒澤委員長 ないようですので、これより採決いたします。

議案第95号について、原案のとおり可決すべきものと決するにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○黒澤委員長 ご異議ないものと認め、議案第95号は、原案のとおり可決すべきものと決します。

次に議案第96号鹿角市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部改正についてを議題といたします。

当局の説明を求めます。工藤課長。

○工藤すこやか子育て課長 92ページをお願いいたします。

議案第96号鹿角市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部改正について説明いたします。

提案理由ですが、地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律の施行等に伴い、規定を整理するため、条例を改正するものです。

この条例は、認定こども園や認可保育園、家庭的保育施設など、市長が施設型給付の支給対象施設として確認する保育園等の運営に関する基準を規定しているものです。

93ページをお願いします。第6条から98ページの第52条にかけて、子ども・子育て支援法第19条を引用する繰り返し使用される字句について、府令に合わせ同条、同号に修正します。

94ページ、第15条第1項第2号は、法改正による条ずれを修正します。

96ページ、第36条第3項は、府令の読替規定の改正に合わせ文言の追加を行うものです。

99ページ、附則として、この条例は公布の日から施行します。

説明は以上です。

○黒澤委員長 説明が終わりましたので、これより質疑を受けます。質疑・ご意見等がございましたら発言願います。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○黒澤委員長 ないようですので、本議案に対する質疑を終結いたします。

次に、本議案について討論ございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○黒澤委員長 ないようですので、これより採決いたします。

議案第96号について、原案のとおり可決すべきものと決するにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○黒澤委員長 ご異議ないものと認め、議案第96号は、原案のとおり可決すべきものと決します。

次に議案第97号鹿角市国民健康保険税条例の一部改正についてを議題といたします。

当局の説明を求めます。佐藤次長。

○佐藤市民部次長 兼 市民課長 100 ページをお願いします。

議案第97号鹿角市国民健康保険税条例の一部改正について説明いたします。

提案理由ですが、全世代対応型の持続可能な社会保障制度を構築するための健康保険法等の一部を改正する法律の一部が施行されることに伴い、出産被保険者の国民健康保険税を軽減するため、条例を改正するものです。

次のページをお願いします。

改正内容ですが、第24条は国民健康保険税の減額について定めておりますが、ここに第3項として、出産する予定又は出産した被保険者の所得割額及び被保険者均等割額について、産前産後の一定期間分を減額する旨の規定を加えます。

減額の期間は、出産予定日または出産の日の前月から翌々月までの4カ月分、多胎妊娠の場合は3月前からの6カ月分とします。

第1号及び第2号は基礎課税額の減額について、次のページへまいりまして、第3号及び第4号は後期高齢者支援金等課税額について、第5号及び第6号は介護納付金課税額について、減額する内容を規定しております。

次に、第25条の3の追加ですが、出産被保険者に係る届出としまして、納税義務者が届出をすべき事項について規定するほか、次のページの第4項では、これらの必要事項を市長が確認することができる場合は、第1項の規定による届出を省略させることができるとします。

附則であります。第1項として、この条例は令和6年1月1日から施行します。

次のページをお願いします。

附則第2項では、適用区分として、改正後の国民健康保険税条例の規定は、施行期日以後の国民健康保険税について適用し、施行日前の国民健康保険税についてはなお従前の例によるものとします。

以上で、議案第97号の説明を終わります。

○黒澤委員長 説明が終わりましたので、これより質疑を受けます。質疑・ご意見等がございましたら発言願います。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○黒澤委員長 ないようですので、本議案に対する質疑を終結いたします。

次に、本議案について討論ございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○黒澤委員長 ないようですので、これより採決いたします。

議案第97号について、原案のとおり可決すべきものと決するにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○黒澤委員長 ご異議ないものと認め、議案第97号は、原案のとおり可決すべきものと決します。

次に議案第98号鹿角市空き家等の適正管理に関する条例の一部改正についてを議題といたします。

当局の説明を求めます。奈良課長。

○奈良生活環境課長 議案書105ページをお願いします。

議案第98号鹿角市空き家等の適正管理に関する条例の一部改正について説明いたします。

提案理由であります。空家等対策の推進に関する特別措置法の一部を改正する法律が施行されることに伴い、所要の文言の整理等を行うため、条例を改正するものであります。

次のページをお願いします。

改正内容であります。第4条及び第9条の改正は、法律の改正による条ずれを修正するものです。

第11条は、特定空き家等への対応にあたり、所有者が不在もしくは相続人が不明である場合に、市が利害関係人として管理人等の選任を家庭裁判所に請求する際の根拠として規定しておりましたが、これに対応する条項が民法の特例として改正後の空家特措法で規定されることから、削除するものです。

次のページをお願いします。

附則であります。この条例は公布の日から施行し、空家特措法の一部を改正する法律の施行日から適用します。

以上で、議案第98号の説明を終わります。

○黒澤委員長 説明が終わりましたので、これより質疑を受けます。質疑・ご意見等がございましたら発言願います。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○黒澤委員長 ないようですので、本議案に対する質疑を終結いたします。

次に、本議案について討論ございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○黒澤委員長 ないようですので、これより採決いたします。

議案第98号について、原案のとおり可決すべきものと決するにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○黒澤委員長 ご異議ないものと認め、議案第98号は、原案のとおり可決すべきものと決します。

昼食のため、午後1時まで休憩いたします。

午前11時58分 休憩

○

午後1時00分 再開

○黒澤委員長 休憩前に引き続き、会議を開きます。

次に、議案第99号令和5年度鹿角市一般会計補正予算(第8号)中、歳入1款市税、歳出2款2項市民共働費、3項徴税費、4項戸籍住民基本台帳費、3款民生費、4款衛生費、7款1項3目消費者行政推進費、10款教育費を議題といたします。

これより当局の説明を求めますが、説明は一括して受け、その後、順次質疑を受けてまいりますのでよろしくお願いいたします。

それでは説明をお願いいたします。成田課長。

○成田税務課長 補正予算書13ページをお願いします。

歳入、1款市税2項1目固定資産税の現年課税分316万3,000円は、相続登記未了の固定資産税納税義務者の見直し作業の進捗に伴い、新たに設定した共有名義の納税義務者へ課税となる、その見込額について補正するものです。

歳入の説明は以上です。

○黒澤委員長 奈良課長。

○奈良生活環境課長 それでは、補正予算書の21ページをお願いいたします。

2款2項市民共働費であります。1目共働推進費、説明欄のコード0005人件費129万9,000円の増額及び、その下コード0107集落支援事業1万8,000円の増額につきましては、県人事委員会勧告に伴う人件費の調整になります。

以降コード0005人件費のほか、それぞれの事業についての給料や手当、保険料などの人件費に係るものについては、同様の理由による調整となりますので、説明は割愛させていただきます。

次のページをお願いします。

4目市民センター費、コード0101市民センター管理費の市民センター指定管理料214万9,000

円は、市内2地区の市民センターについて、燃料費などの高騰や、最低賃金の改訂に伴う受付業務委託単価の上昇により、不足する経費について、指定管理料を増額するものです。

その下の調査委託料37万7,000円は、大湯地区市民センターに設置している太陽光発電の蓄電池システムに不具合が発生したため、地元業者の協力を得て調査を行いました。故障理由を特定することができなかったことから、修繕のために必要となる故障原因の調査業務を、システムの販売業者に委託するため、その費用を追加するものです。

市民共動費は以上になります。

○黒澤委員長 成田課長。

○成田税務課長 3項1目税務総務費の市税還付金504万7,000円は、先ほどの歳入と同様になりますが、固定資産税納税義務者の見直し作業の進捗により、固定資産税の還付等の追加を行うほか、その他の還付金についても今年度の実績及び今後の支出見込から、予算に不足が生じる見込みとなったため補正するものです。

説明は以上です。

○黒澤委員長 佐藤次長。

○佐藤市民部次長 兼 市民課長 23ページをお開き願います。

市民課関係の説明をいたします。

2款4項1目戸籍住民基本台帳費ですが、説明欄コード0101戸籍住民基本台帳費のシステム改修委託料507万1,000円は、住民票等へ氏名の振り仮名を記載、またマイナンバーカードへの氏名のローマ字表記等を行うための、住民基本台帳システム及び戸籍附票システムの改修委託料であります。

また、コード0515証明書コンビニ交付事業のシステム改修委託料188万1,000円は、同じく振り仮名の記載に対応し、住民票の様式変更のためのコンビニ交付システムの改修委託料となっております。

○黒澤委員長 井上課長。

○井上福祉総務課長 補正予算書の25ページをお願いいたします。

3款民生費について説明いたします。

3款1項1目の社会福祉総務費ですが、説明欄のコード0110国民健康保険事業特別会計繰出金1,925万6,000円の減額は、前年度の法定分繰入金の確定及び職員人件費の調整により、特別会計への繰出金を減額するものです。

コード0115介護保険事業特別会計繰出金3,472万円の減額は、特別会計のシステム改修費用と

人件費に係る調整のほか、令和4年度実績に伴う精算により、特別会計への繰出金を減額するものです。

コード0305 福祉保健センター管理費の24万円の増額は、施設管理に要する電気料金に不足が生じる見込みとなったため増額するものです。

2目の障害福祉費、コード0101 障害者福祉事務費100万7,000円の増額ですが、令和6年度から予定している障害福祉サービスの報酬改定に伴い、システム改修を行うため、システム改修委託料を増額するものです。

コード0210 障害者自立支援給付事業の3,342万2,000円の増額は、障がい福祉サービスの利用にあたって、障害支援区分の重度化や利用者の増加により、今後不足が生じる見込みであることから扶助費を増額するものです。

コード0215 障害児施設給付事業の2,081万6,000円の増額は、障がい児の通所サービス利用者の増加により、今後、不足が生じる見込みであることから扶助費を増額するものです。

3目老人福祉費は、財源調整によるものです。

26ページをお願いいたします。

4目老人福祉施設費の16万7,000円の増額は、給湯ポンプの劣化により部品交換を行うため修繕料を増額するものです。

6目の後期高齢者医療費、コード0105 後期高齢者医療特別会計繰出金335万1,000円の減額は、前年度繰越金の確定及び職員人件費の調整により、特別会計への繰出金を減額するものです。

3款2項1目の児童福祉総務費のコード0103 こども計画策定事業の1,041万7,000円の追加は、こども基本法に基づく市町村計画として、本市で既に策定している子ども・子育て支援事業計画、子どもの貧困対策計画、次世代育成支援行動計画に加えて、子ども・若者計画を含む一体的なこども計画を策定するため、業務委託料等を追加するものです。

なお、計画の期間は令和7年度から11年度までの5年間で、計画の完成時期は来年度末を予定しているため、繰越明許費を設定いたします。

2目児童措置費のコード0216 すこやか子育て支援事業30万5,000円の増額は、私立保育園に通う3歳以上の子どもの給食副食費の助成について、実績見込みにより増額するものです。

3款の説明は、以上です。

○黒澤委員長 工藤課長。

○工藤すこやか子育て課長 続いて、4款衛生費について説明いたします。

29ページをお願いいたします。

4款1項3目環境衛生費のコード0115鹿角広域行政組合負担金(斎場費)21万3,000円の減額、及び4款2項1目清掃総務費のコード0101鹿角広域行政組合負担金(事業総務費)251万7,000円の増額については、主に、前年度繰越金の確定や早期退職者の退職者手当の調整に伴い、広域行政組合への負担金をそれぞれ調整するものです。

次のページをお願いします。

4款2項2目塵芥処理費のコード0105鹿角広域行政組合負担金(ごみ処理費)1,666万5,000円の減額、及び4款2項3目、し尿処理費のコード0101鹿角広域行政組合負担金(し尿処理費)566万9,000円の減額につきましては、主に、前年度繰越金の確定や、交付税の確定により、広域行政組合への負担金をそれぞれ減額するものです。

説明は以上です。

○黒澤委員長 教育次長。

○渡部教育次長 38ページをお願いします。

続きまして、教育委員会関係について説明いたします。

10款2項1目学校管理費のコード0105小学校運営事務費193万円は、当初予算要求時よりも灯油等の単価が上昇したことから、今後予算の不足が見込まれるため燃料費などを増額するものです。

コード0305小学校施設管理費40万7,000円は、大湯小学校と尾去沢小学校の防火設備に係る修繕料を増額するものです。

その下2目の教育振興費のコード0240小学校教材整備事業1,010万3,000円は、令和6年度から使用する小学校の教科書採択に伴い、教師用教科書及び教師用指導書を購入するため消耗品費を増額するものです。

次のページをお願いします。

3項1目学校管理費の0105中学校運営事務費178万2,000円は、当初予算要求時よりも灯油等の単価が上昇したことや猛暑によりエアコンの稼働が増えたことなどから、今後予算の不足が見込まれるため燃料費及び光熱水費などを増額するものです。

その下の0305中学校施設管理費295万9,000円は、花輪中学校、十和田中学校、尾去沢中学校の防火設備に係る修繕料を増額するものです。

次のページをお願いします。

5項5目大湯環状列石費の0530大湯環状列石保存活用事業174万5,000円は、ストーンサークル館において、体験学習等の土器づくりで使用している電気陶芸窯が、経年劣化により不具合が生

じていることから新たに購入するものです。

その下の6目文化の杜交流館費の0110文化の杜交流館管理費318万円は、コモッセの電気料について、猛暑により各会議室のエアコンの稼働が増えたことなどから、今後予算の不足が見込まれるため光熱水費を増額するものです。

次のページをお願いします。

6項3目体育施設費の0315体育施設管理費755万7,000円は、鹿角トレーニングセンターの冷暖房設備に係る修繕料を増額するほか、電気料金の見直しにより当初見込んでいた電気料金に不足が生じることが見込まれることから花輪スキー場等指定管理料を増額するものです。

その下の4目0405学校給食費563万6,000円は、給食センターについて、当初予算要求時よりも灯油等の単価が上昇したことや、猛暑により電気使用量が増加したことなどから、今後予算の不足が見込まれるため燃料費及び光熱水費を増額するものです。

以上で、12月補正予算案の説明を終わります。

○黒澤委員長 説明が終わりましたので、これより質疑を受けます。

初めに、歳入、1款2項1目固定資産税について、質疑・ご意見等がございましたら発言願います。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○黒澤委員長 ないようですので、次に歳出、2款2項市民共働費について、質疑・ご意見等がございましたら発言願います。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○黒澤委員長 ないようですので、次に、2款3項徴税费について、質疑・ご意見等がございましたら発言願います。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○黒澤委員長 ないようですので、次に、2款4項1目戸籍住民基本台帳費について、質疑・ご意見等がございましたら発言願います。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○黒澤委員長 ないようですので、次に3款1項社会福祉費について、質疑・ご意見等がございましたら発言願います。丸岡委員。

○丸岡委員 障害者福祉費、先ほど不足が生じるのでということで、補正をかけるということなんです。今後何人くらい給付を求める方が来るというふうに見込んでいるのですか。

○黒澤委員長 藤原班長。

○藤原福祉総務課副主幹 兼 地域福祉班長 人数の増加という部分もありますけれども、支援区分の状況が上がっている方がおります。報酬単価もそちらの区分によって上がりますので、そういったものを含む増加になります。

○黒澤委員長 丸岡委員。

○丸岡委員 人数が増えるのではなくて、障がい度が上がるので支出が増えていくと見込んでいると。もう上がると分かっているというような判断でよろしいんですかね。

○黒澤委員長 藤原班長。

○藤原福祉総務課副主幹 兼 地域福祉班長 今までの利用状況から言いますと、もう足りなくなるということで増額するものです。

○黒澤委員長 井上課長。

○井上福祉総務課長 補足させていただきますけれども、福祉サービスにつきましては、各種サービスがありますけれども、いわゆる自立訓練と呼ばれるサービスのほうが、当初予算では5人の利用を見込んでおりましたけれども、それが6人に増加するという事です。それから、短期入所のサービスは当初予算では19人の利用を見込んでおりましたが、23人と利用者数が増えるということがございます。あと、障害支援区分の重度化というところですが、昨年9月の時点で、いわゆる重度の区分の方が132名ほどおりましたけれども、今年9月の時点で150人と区分が重度化した方が増えておりますので、これによって今年度の実績が増えるの見込んでおります。

○黒澤委員長 ほかにございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○黒澤委員長 ほかにないようですので、次に3款2項児童福祉総務費について、質疑・ご意見等がございましたら発言願います。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○黒澤委員長 ないようですので、次に3款3項生活保護費について、質疑・ご意見等がございましたら発言願います。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○黒澤委員長 ないようですので、次に3款4項国民年金費について、質疑・ご意見等がございましたら発言願います。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○黒澤委員長 ないようですので、次に4款1項保健衛生費について、質疑・ご意見等がございましたら発言願います。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○黒澤委員長 ないようですので、次に4款2項清掃費について、質疑・ご意見等がございましたら発言願います。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○黒澤委員長 ないようですので、次に7款1項3目消費者行政推進費について、質疑・ご意見等がございましたら発言願います。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○黒澤委員長 ないようですので、次に10款1項教育総務費について、質疑・ご意見等がございましたら発言願います。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○黒澤委員長 ないようですので、次に10款2項小学校費について、質疑・ご意見等がございましたら発言願います。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○黒澤委員長 ないようですので、次に10款3項中学校費について、質疑・ご意見等がございましたら発言願います。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○黒澤委員長 ないようですので、次に10款5項社会教育費について、質疑・ご意見等がございましたら発言願います。丸岡委員。

○丸岡委員 0530 大湯環状列石保存活用事業、電気釜の経年劣化により買換えということですがけれども、何年使用されていきましたか。

○黒澤委員長 花海館長。

○花海大湯ストーンサークル館長 開館以来なので、20年以上使っています。

○黒澤委員長 丸岡委員。

○丸岡委員 20年以上お使いになっていたということで、今度買い換えるものについては、大きさとか性能とかちょっと私分からないですけれども、今後ストーンサークル等の事業に今のものよりは当然大きいものをお買い求めになったと思うんですけれども、大体どれくらいの大きさのものか教えていただけませんか。

○黒澤委員長 花海館長。

○花海大湯ストーンサークル館長 現在使用しているものと同等品を購入する予定です。

○黒澤委員長 丸岡委員。

○丸岡委員 20年前と同じ大きさのものを用意するっていうことですよ、それ。

○黒澤委員長 花海館長。

○花海大湯ストーンサークル館長 そのとおりです。

○黒澤委員長 丸岡委員。

○丸岡委員 事業に支障は来さないですか。今後例えば教育現場とかでいろんなものを焼いたり使うと思うんですよ。そうすると、例えば昔はこれくらいのものしか、例えばコップクラスのものしか焼けなかったんだけど、今度は壺くらいはやってみたいかなというようなことには対応できないということなんでしょうか。

○黒澤委員長 花海館長。

○花海大湯ストーンサークル館長 体験学習は、同じような体験学習をやっていますので、今の状態でもあらゆるものに対応できて、今現在の職員体制で対応できるのはこの大きさがちょうどいいということで、大きくしようとも思ったんですけども、現在の体制であればこれで十分ということで、同じものにしたという経緯があります。

○黒澤委員長 丸岡委員。

○丸岡委員 今の人員ではこれ以上大きいものを用意しても使い切れないので、今までどおりでいいというお話だったように聞こえるんですけども、これからまちを挙げてヘリテージだ何だやってやっているときに、そんな考え方で本当にいいのかなと思うんですよ。もっと実習とか見学とかを呼び込もうってやっているさなかじゃないですか。そういう時に今までの20年使ったものと大きさと同じような能力のものだけで後から何か支障を来すように感じるんですけど全然その辺は考えなかったですか。

○黒澤委員長 花海館長。

○花海大湯ストーンサークル館長 その辺を勘案した上で、やはり今の状態が一番いいということで同じものにすることにしまして、流れる的には1回で対応できるのが大体30人くらいが限界なんですけども、今体験学習も30人くらいが一番大きいもので来場しています。あと、焼いて保管するスペース及び窯を大きくすると電気も比例して消費することになりまして、1個の土器を焼くこともありますけれども、個数や大きさに関わらず、電気代がかかり増しになってしまうということも含めまして、同じものを買うことにしたものです。

○黒澤委員長 丸岡委員。

○丸岡委員 体験学習とかそういうもの以外でのその窯の利用は原則ないということによろしいのでしょうか。

○黒澤委員長 花海館長。

○花海大湯ストーンサークル館長 そういう解釈でよろしいです。

○黒澤委員長 丸岡委員。

○丸岡委員 例えばですね、学芸員さんが、自分の研究とかありますよね。そのために試作でどうな
んだらうかって焼く機会は今まではなかったんですか。

○黒澤委員長 花海館長。

○花海大湯ストーンサークル館長 もちろんそういう機会はありませんでした。それでも利用がない時間
を見計らってやっていましたので、十分対応できておりました。

○黒澤委員長 丸岡委員。

○丸岡委員 一般の方が焼いてくれと。例えばですよ、環状列石でそういう体験をしていって、家で
自分でやってみたと。これ焼いてくれないかというものには使用できるものなんですか。

○黒澤委員長 花海館長。

○花海大湯ストーンサークル館長 そういう要望もたまにありますけれども、そういうのをやって
いるとひっきりなく来てきりがないので、そういうのはお断りしている状況です。

○黒澤委員長 丸岡委員。

○丸岡委員 私の知り合いがですね、焼いてもらったって自慢気にある集まりの中でお話していた
のを聞きました。私はやっぱり市のもので、えっ、そうなのっていう、今花海館長のお話でそうい
うことはないということでしたので、ちょっと安心したというか、今度その者に会ったときにおい
おいやったことないよって言うよっていうふうに話ができるので安心したんですけれども。
まず、ないということでもよろしいですね。再確認です。

○黒澤委員長 花海館長。

○花海大湯ストーンサークル館長 自分が来てからはないです。過去にもそういう要望もあったん
ですが、過去の人間も断ってきたというお話はありました。

○黒澤委員長 ほかにございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○黒澤委員長 ほかにないようですので、次に10款6項保健体育費について、質疑・ご意見等がご
ざいましたら発言願います。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○黒澤委員長 ないようですので、以上をもちまして本議案に対する質疑を終結いたします。

次に、本議案について討論ございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○黒澤委員長 ないようですので、これより採決いたします。

議案第 99 号中、当常任委員会所管の予算について、原案のとおり可決すべきものと決するにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○黒澤委員長 ご異議ないものと認め、議案第 99 号中、当常任委員会所管の補正予算は、原案のとおり可決すべきものと決します。

次に、議案第 100 号令和 5 年度鹿角市国民健康保険事業特別会計補正予算(第 1 号)を議題といたします。

これより当局の説明後、順次質疑を受けてまいりたいと思います。

それでは説明をお願いします。佐藤次長。

○佐藤市民部次長 兼 市民課長 48 ページをお開き願います。

議案第 100 号令和 5 年度鹿角市国民健康保険事業特別会計補正予算(第 1 号)についてご説明いたします。

歳入歳出予算の補正は、歳入歳出予算の総額に、それぞれ 154 万 8,000 円を追加し、総額をそれぞれ 31 億 5,301 万 1,000 円とするものです。

54 ページをお願いいたします。

歳入です。6 款 1 項 1 目一般会計繰入金の 1,925 万 6,000 円の減額は、前年度の法定分繰入金の確定による精算及び人件費の減によるものです。

6 款 2 項 1 目財政調整基金繰入金 4,029 万 4,000 円の減額は、その下 7 款 1 項 1 目繰越金において、前年度繰越金の確定により 6,021 万 1,000 円を計上することに伴う財源調整であります。

8 款 3 項 5 目雑入の雇用保険料納付金 3,000 円は人件費の調整によるもの。次の 6 目過年度収入の 88 万 4,000 円は、特定健診等負担金として令和 4 年度実績に基づき追加交付を受けるものです。

次のページをお願いします。

歳出ですが、1 款 1 項 1 目一般管理費及び 2 項徴税費につきましては、人件費の調整によるものです。

次のページをお願いいたします。

5 款 2 項 1 目特定健康診査等事業費の 67 万 3,000 円の追加は、特定健診の受診者数が伸びている状況から委託料の不足見込み分を追加するものです。

8 款 1 項 3 目償還金 170 万 8,000 円は、令和元年度に交付を受けた特別調整交付金のうち、結核

性疾病及び精神病にかかる医療給付費等が多額である場合に交付されるもの等について、過大に交付を受けていたものがあったことから、これを返還するものです。

以上で議案第 100 号の説明を終わります。

○黒澤委員長 説明が終わりましたので、これより質疑を受けます。ただいまの説明について、質疑・ご意見等がございましたら発言願います。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○黒澤委員長 ないようですので、以上をもちまして本議案に対する質疑を終結いたします。

次に、本議案について討論ございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○黒澤委員長 ないようですので、これより採決いたします。

議案第 100 号について、原案のとおり可決すべきものと決するにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○黒澤委員長 ご異議ないものと認め、議案第 100 号は、原案のとおり可決すべきものと決します。

次に、議案第 101 号令和 5 年度鹿角市後期高齢者医療特別会計補正予算(第 1 号)を議題といたします。

これより当局の説明後、順次質疑を受けてまいりたいと思います。

それでは説明をお願いします。佐藤次長。

○佐藤市民部次長 兼 市民課長 61 ページをご覧ください。

議案第 101 号令和 5 年度鹿角市後期高齢者医療特別会計補正予算(第 1 号)についてご説明いたします。

歳入歳出予算の補正は、歳入歳出予算の総額にそれぞれ 138 万 7,000 円を追加し、総額をそれぞれ 4 億 5,693 万円とするものです。

67 ページをお開き願います。

歳入ですが、3 款 1 項 1 目事務費繰入金 335 万 1,000 円の減額は、人件費の調整及び 4 款 1 項 1 目繰越金において、前年度繰越金の確定により 281 万 8,000 円を計上することに伴う減額であります。

5 款 2 項 1 目保険料還付金の 192 万円の追加は、歳出の保険料還付金と同額を後期高齢者医療広域連合から受け入れるものです。

次のページをお願いします。

歳出ですが、1 款 1 項 1 目一般管理費 53 万 3,000 円の減額は、人件費の調整によるものです。

3 款 1 項 1 目保険料還付金 192 万円の追加は、過年度の保険料過誤納分について、還付を行うものであります。

以上で議案第 101 号の説明を終わります。

○黒澤委員長 説明が終わりましたので、これより質疑を受けます。ただいまの説明について、質疑・ご意見等がございましたら発言願います。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○黒澤委員長 ないようですので、以上をもちまして本議案に対する質疑を終結いたします。

次に、本議案について討論ございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○黒澤委員長 ないようですので、これより採決いたします。

議案第 101 号について、原案のとおり可決すべきものと決するにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○黒澤委員長 ご異議ないものと認め、議案第 101 号は、原案のとおり可決すべきものと決します。

次に、議案第 102 号令和 5 年度鹿角市介護保険事業特別会計補正予算(第 1 号)を議題といたします。

これより当局の説明後、順次質疑を受けてまいりたいと思います。

それでは説明をお願いします。成田課長。

○成田あんしん長寿課長 72 ページをお願いします。

議案第 102 号令和 5 年度 鹿角市介護保険事業特別会計補正予算(第 1 号)について説明いたします。

歳入歳出予算の補正は、歳入歳出予算の総額にそれぞれ 1 億 4,959 万 1,000 円を追加し、総額を歳入歳出それぞれ 51 億 7,922 万円とするものです。

78 ページをお願いします。はじめに歳入です。

3 款 2 項 4 目地域支援事業交付金 13 万 6,000 円の減額は、人件費の調整によるものです。

7 目介護保険事業費補助金 226 万 8,000 円は、歳出予算で計上しておりますシステム改修費用に対する国庫補助金を追加するものです。

4 款 1 項 1 目介護給付費交付金及び 2 目地域支援事業支援交付金は、社会保険診療報酬支払基金からの交付金で、いずれも令和 4 年度実績の精算によるものです。

5 款 2 項 2 目地域支援事業交付金は、人件費の調整です。

79 ページをお願いいたします。

7 款 1 項 1 目から 5 目までの一般会計繰入金は、事業費に応じて市の負担分等を繰入れるものですが、システム改修費用と人件費に係る調整のほか、令和 4 年度実績に伴う精算となります。

2 項 1 目介護給付費準備基金繰入金 4,505 万円の減額は、財源調整により基金へ繰戻しするものです。

8 款 1 項 1 目繰越金 2 億 4,683 万 5,000 円は、前年度繰越金の確定に伴う追加であります。

81 ページをお願いします。

続いて歳出です。1 款 1 項 1 目一般管理費では人件費の調整のほか、コード 0105 一般管理事務費において、令和 6 年度制度改正等に伴うシステム改修委託料 453 万 8,000 円を追加しております。

3 項 1 目介護認定審査会等費の減額は、人件費の調整です。

82 ページをお願いします。

2 款 1 項 3 目施設介護サービス給付費と 3 款 1 項 1 目介護予防・生活支援サービス事業費は、令和 4 年度実績の精算に伴う財源調整です。

2 項 1 目包括的支援事業費は、人件費の調整です。

83 ページをお願いします。

4 款 1 項 1 目積立金 6,613 万 7,000 円の追加は、介護給付費準備基金へ積立てを行うものです。

5 款 1 項 3 目償還金 8,335 万 2,000 円の追加は、令和 4 年度介護給付費及び地域支援事業の実績確定に伴う国・県への返還金となります。

以上で議案第 102 号の説明を終わります。

○黒澤委員長 説明が終わりましたので、これより質疑を受けます。ただいまの説明について、質疑・ご意見等がございましたら発言願います。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○黒澤委員長 ないようですので、以上をもちまして本議案に対する質疑を終結いたします。

次に、本議案について討論ございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○黒澤委員長 ないようですので、これより採決いたします。

議案第 102 号について、原案のとおり可決すべきものと決するにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○黒澤委員長 ご異議ないものと認め、議案第 102 号は、原案のとおり可決すべきものと決します。

次に、議案第 106 号鹿角市手数料条例の一部改正についてを議題といたします。

当局の説明を求めます。佐藤次長。

○佐藤市民部次長 兼 市民課長 追加提出議案書の 5 ページをお願いします。

議案第 106 号鹿角市手数料条例の一部改正について説明いたします。

提案理由ですが、地方公共団体の手数料の標準に関する政令の一部を改正する政令が今月 6 日に公布され、戸籍法に関する改正部分が令和 6 年 3 月 1 日から施行されることに伴い、戸籍関係の手数料を改める等のため、条例を改正するものであります。

概要としましては、戸籍法の改正により、本籍地以外での戸籍謄本等の交付、いわゆる広域交付が開始されることや戸籍電子証明書の発行などに対応するための改正となっております。

次のページをお願いします。

改正内容ですが、別表中、最初は戸籍謄本等の交付の項となっており、「磁気ディスクをもって調製された戸籍に記録されている事項の全部若しくは一部を証明した書面」を「戸籍証明書」に改めた上で、手数料を徴収する事項として、戸籍法第 120 条の 2 第 1 項の規定に基づく戸籍証明書の広域交付を追加します。

次のページをお願いします。

太枠で囲んだ項ですが、新たに手数料を徴収する事項として、戸籍法第 120 条の 3 第 2 項の規定に基づく戸籍電子証明書提供用識別符号の発行を加え、手数料は識別符号 1 件につき 400 円とします。なお、括弧書きは、総務省令で定めるマイナポータルを使用する方法で請求・発行を行う場合は手数料を徴収しないことを規定するものです。

なお、この識別符号は、これまでの紙による戸籍謄本等の添付に代えて、オンラインで電子証明書を行政機関へ提供するための識別符号となります。

次のページをお願いします。

中段の除籍謄本等の交付の項において、「磁気ディスクをもって調製された除かれた戸籍に記録されている事項の全部若しくは一部を証明した書面」を「除籍証明書」に改めた上で、手数料を徴収する事項として、戸籍法第 120 条の 2 第 1 項の規定に基づく除籍証明書の広域交付を加えます。

次のページをお願いします。

太枠で囲んだ項ですが、新たに手数料を徴収する事項として、戸籍法第 120 条の 3 第 2 項の規定に基づく除籍電子証明書提供用識別符号の発行を加え、手数料は識別符号 1 件につき 700 円とします。なお、先ほどと同様に、括弧書きで、総務省令で定めるマイナポータルを使用する方法で行う場合は手数料を徴収しない規定を設けます。

次に 10 ページをお願いします。

中段は、各種届書等の受理の証明書、受理した届書等の記載事項証明書の交付について規定した項ですが、戸籍法第 120 条の 6 第 1 項の規定に基づいて、利害関係人に対し届書等の画像情報の内容の証明書を交付する場合を追加します。

次にその下は、届書等の閲覧について規定しておりますが、新たな事項として、届書等情報の内容を表示したものを閲覧に供する事務を加えます。

そのほかの改正は、文言の精査等であります。

次のページをお願いします。

附則であります。この条例は、令和 6 年 3 月 1 日から施行します。

以上で、議案第 106 号の説明を終わります。

○**黒澤委員長** 説明が終わりましたので、これより質疑を受けます。ただいまの説明について、質疑・ご意見等がございましたら発言願います。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○**黒澤委員長** ないようですので、以上をもちまして本議案に対する質疑を終結いたします。

次に、本議案について討論ございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○**黒澤委員長** ないようですので、これより採決いたします。

議案第 106 号について、原案のとおり可決すべきものと決するにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○**黒澤委員長** ご異議ないものと認め、議案第 106 号は、原案のとおり可決すべきものと決します。

次に、議案第 107 号令和 5 年度鹿角市一般会計補正予算(第 9 号)中、歳出 2 款総務費、3 款民生費を議題といたします。

これより当局の説明を求めますが、説明は一括して受け、その後、順次質疑を受けてまいりますのでよろしく願いいたします。

それでは説明をお願いいたします。佐藤次長。

○**佐藤市民部次長 兼 市民課長** それでは、補正予算書(第 9 号)のほうの 12 ページをお開き願います。

2 款 4 項 1 目戸籍住民基本台帳費のシステム改修委託料 246 万 4,000 円は、住民基本台帳の振り仮名の情報を戸籍附票システムへ連携する機能を追加し、また、戸籍の附票に旧氏及び旧氏の振り仮名を記載するための戸籍附票システムの改修を行うもので、総務省補正予算に追加計上されたことから、前倒しして実施するものであります。

○黒澤委員長 井上課長。

○井上福祉総務課長 続きまして、3 款民生費について説明いたします。

3 款 1 項 1 目の社会福祉総務費ですが、説明欄のコード 0285 電力・ガス・食料品等価格高騰緊急支援給付金給付事業 2 億 9,494 万 4,000 円ですが、住民税非課税世帯等に対して、1 世帯あたり国からの 7 万円の給付に加えて、福祉灯油事業分として県と市をあわせて 8,000 円を上乗せし、1 世帯につき 7 万 8,000 円を給付するものです。

対象世帯は 3,750 世帯を見込み、年内の通知発送を行い、1 月下旬から給付を開始する予定としております。

3 款 1 項 2 目の障害者福祉費のコード 0225 障害者支援施設等物価高騰対策事業費補助金 285 万円の増額は、物価高騰の影響を受ける障害者支援施設に対し、食材料費と光熱費を助成するものです。

食材料費については、定員数に応じて、入所施設は 1 人当たり 9,000 円又は 6,000 円を、通所施設は 3,000 円を助成します。また、光熱費については、訪問や相談支援事業所を対象に 1 事業所当たり 4 万 8,000 円を助成します。

13 ページをお願いします。

3 款 1 項 3 目老人福祉費、コード 0330 介護保険施設等物価高騰対策事業費補助金 1,041 万 9,000 円は、物価高騰の影響を受ける介護保険施設に対し、食材料費と光熱費を助成するものです。

食材料費については、定員数に応じて、入所施設 1 人あたり 9,000 円、通所施設 3,000 円を助成します。また、光熱費については、訪問や相談事業所等を対象に 1 事業所あたり 4 万 8,000 円を助成します。

3 款 2 項 1 目の児童福祉総務費のコード 0295 保育所等物価高騰対策事業費補助金 51 万 8,000 円は、私立の保育園、幼稚園に対し食材料費の価格高騰分の一部を支援するため、利用児童数に応じて助成をするものです。

以上で、補正第 9 号の説明を終わります。

○黒澤委員長 説明が終わりました。これより質疑を受けます。

初めに、歳出、2 款 4 項 1 目戸籍住民基本台帳費について、質疑・ご意見等がございましたら発言願います。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○黒澤委員長 ないようであります。次に 3 款 1 項社会福祉費について、質疑・ご意見等がございましたら発言願います。児玉委員。

○**児玉委員** 電力・ガス・食料品等価格高騰緊急支援給付金給付事業。もうちょっと詳しく内容をお知らせ願えますか。

○**黒澤委員長** 井上課長。

○**井上福祉総務課長** こちらですけれども、11月の政府のデフレ脱却のための総合経済対策のほうで決まりました。国のほうで住民税非課税世帯に対する7万円の給付を行うという事業です。これに併せまして、県と市のほうで福祉灯油事業ということで8,000円を上乗せしまして、住民税非課税世帯のほうに1世帯につき7万8,000円を給付するという内容のものです。

○**黒澤委員長** 児玉委員。

○**児玉委員** これは給付する日程みたいなのはもう決まっておるんですか。

○**黒澤委員長** 井上課長。

○**井上福祉総務課長** 対象世帯のほうは3,750世帯を見込んでおりますけれども、年内にこの方々に対して通知のほうを発送しまして、1月下旬からの給付を予定しております。

以上です。

○**黒澤委員長** 児玉委員。

○**児玉委員** 1月下旬ということでしたので、早めに支給をお願いしたいと思いますが、ひとつ間違えのないようにスムーズな支給をお願いしたいと思います。

以上。

○**黒澤委員長** ほかにございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○**黒澤委員長** ほかにないようですので、次に3款2項 児童福祉費について、質疑・ご意見等がございましたら発言願います。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○**黒澤委員長** ないようですので、以上をもちまして本議案に対する質疑を終結いたします。

次に、本議案について討論ございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○**黒澤委員長** ないようですので、これより採決いたします。

議案第107号中、当常任委員会所管の予算について、原案のとおり可決すべきものと決するにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○**黒澤委員長** ご異議ないものと認め、議案第107号中、当常任委員会所管の補正予算は、原案のと

おり可決すべきものと決します。

次に、5 陳情第 10 号安全・安心の医療・介護実現のため、人員増と処遇改善について国に意見書提出を求める陳情について審査いたします。

それでは委員の皆さんより、意見を述べていただきたいと思います。田村委員。

○田村委員 願意妥当とみて採択でいいのではないのでしょうか。

○黒澤委員長 ほかにご意見ございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○黒澤委員長 採択というご意見が出ております。これより採決いたします。

採択ということでよろしい方。

[賛成者挙手]

○黒澤委員長 全員採択という意見でございます。これについては採択ということで決定いたします。

次に、5 陳情第 11 号国民のいのちと健康を守るため、政府の責任で医療・介護施設への支援を拡充し、全てのケア労働者の賃上げや人員増のため国に意見書提出を求める陳情について審査いたします。

それでは委員の皆さんより、意見を述べていただきたいと思います。(「願意妥当で採択だそうです」の声あり) 児玉委員。

○児玉委員 これについても、そういうことで採択でよろしいのではないかと思います。

○黒澤委員長 ただいま採択という発言がありました。これより採決いたします。採択ということでよろしいですか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○黒澤委員長 全員採択ということであります。これについても採択ということで決したいと思えます。

次に、5 陳情第 12 号健康保険証廃止の中止について国に意見書提出を求める陳情について審査いたします。

それでは委員の皆さんより、意見を述べていただきたいと思います。児玉委員。

○児玉委員 これにつきましては、世の中の情勢をもう少し見極めたいということで、継続審査が妥当と思えます。(「はい。賛成」の声あり)

○黒澤委員長 ただいま継続審査という発言があります。お諮りいたします。継続審査ということで決定してよろしいですか。

(「はい」と呼ぶ者あり)

○黒澤委員長 はい。それでは継続審査ということで決定したいと思います。

次に、5 陳情第 13 号秋田県に対して「子供の医療費助成を中学から高校卒業まで引き上げること」を求める意見書提出の陳情について審査いたします。

それでは委員の皆さんより、意見を述べていただきたいと思います。田村委員。

○田村委員 この陳情に関しては、もう県のほうでは既に医療費助成の拡充で決まっていたので、趣旨採択が良いと思います。

○黒澤委員長 ただいま趣旨採択がいいのではないかと意見が出ております。お諮りいたします。趣旨採択ということで決してよろしいですか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○黒澤委員長 ご異議ないものと認め、趣旨採択と決定いたします。

次に、5 陳情第 15 号年金制度における外国人への脱退一時金の是正を求める意見書の採択を求める陳情について審査いたします。

それでは委員の皆さんより、意見を述べていただきたいと思います。児玉委員。

○児玉委員 これにつきましては、判断するに足る材料が私持ち合わせていませんので、もう少し世の中の動向を見据えて判断したいというふうに思いますので、継続審査でいかがでしょうか。

○黒澤委員長 ただいま継続審査という発言がありました。お諮りいたします。継続審査ということで決定してよろしいですか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○黒澤委員長 はい。それでは継続審査ということで決定したいと思います。

以上で、当常任委員会に付託されました案件についての審査は終了いたしました。

次に、(2)その他に入ります。

委員の皆さん及び当局から、何かございましたら発言願います。児玉課長。

○児玉スポーツ振興課長 議会最終日におきまして、教育委員会関係の補正予算案件として、先月、花輪スキー場のアルパス建物内において、落雷の影響により自動火災報知機の故障が発生したことから、復旧工事費等について追加提案を予定しております。

なお、補正額等につきましては、現在、精査中であります。

報告は以上です。

○黒澤委員長 ほかにございませんか。丸岡委員。

○丸岡委員 コモッセの正面口のところの植込み、皆さんご存じだとは思いますが、池のご

とく水がたまった状態がもう何年となく続いています。市民からもですね、非常に格好悪いとみぐさいと、何とかならないのかと。この辺についてはご担当のほうでどのような見識を持たれているのかを聞かせていただけませんか。

○黒澤委員長 成田館長。

○成田文化の杜交流館長 そちらについては、今年度予算措置をしていただいておりますので、年度内のうちに解消する予定でございます。現段階では契約手前のところまで事務は進んでおりますので。

以上になります。

○黒澤委員長 丸岡委員。

○丸岡委員 今年度中にはそうすれば着工するということですね。ある市民はですね、どうせだったらあそこに池でも作って、じゃっこ放してればうんといいんでないかって言う人もいてあったものですから。何とかよろしく願いいたします。

○黒澤委員長 ほかにございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○黒澤委員長 ほかにないようですので、(2)その他についてはこれで終わります。

【委員会審査報告書の作成】

○黒澤委員長 ここでお諮りいたします。

本日審査いたしました案件についての委員長報告書の作成についてであります。私と副委員長にご一任願いたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○黒澤委員長 ご異議ないものと認め、そのようにさせていただきます。

【閉会中の審査事件】

○黒澤委員長 次に、当常任委員会の閉会中の審査事件につきましては、「教育行政及び民生施策の推進について」とすることにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○黒澤委員長 ご異議ないものと認め、そのように私から議長に申出をいたしますのでご了承願います。

【閉 会】

○黒澤委員長 以上をもちまして本日予定いたしました事項の協議は全て終了いたしました。この前も飛ばしましたけれども、18日は休会ということですのでよろしく願います。

当局におかれましては、ただいま出されました要望、意見等について十分検討され、それぞれ措置願いたいと思います。

それでは、ただいまの時刻をもって教育民生常任委員会を閉会いたします。大変お疲れさまでした。

午後２時０９分 閉会